## 平成21年決算審查特別委員会会議録(第1日目)

## 平成21年12月1日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 4時28分閉議

#### 本日の会議事件

#### 開議宣告

#### 会議録署名委員の指名

#### 総括質問

認定第 3号 平成20年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成20年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成20年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成20年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成20年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成20年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成20年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成20年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成20年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成20年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第14号 平成20年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

#### 出席委員(19名)

委	員	池	田		亨	君	委	員	出	合	孝	司	君
委	員	国	忠	崇	史	君	委	員	井	上	久	嗣	君
委	員	丹		正	臣	君	副委員	長	粥	Ш		章	君
委	員	小	池	浩	美	君	委	員	柿	崎	由美	€子	君
委	員	中	村		稔	君	委	員	遠	Щ	昭	_	君
委	員	岡	崎	治	夫	君	委 員	長	谷	П	隆	德	君
委	員	田	宮	正	秋	君	委	員	斉	藤		昇	君
委	員	Щ	居	忠	彰	君	委	員	伊	藤	隆	雄	君
委	員	菅	原	清-	一郎	君	委	員	神	田	壽	昭	君
委	員	畄	田	久	俊	君							

# 欠席委員(1名)

委 員 山田道行君

# 事務局出席者

議会事務局長 藤 田 功 君 議会事務局 東 川 晃 宏 君総務課主音 岡 村 慎 哉 君総務課主事

## (午前10時00分開議)

委員長(谷口隆德君) 決算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は19 名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(谷口隆徳君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

遠山昭二委員、岡崎治夫委員を指名いたします。

なお、山田道行委員から欠席の届け出があります。

委員長(谷口隆徳君) それでは、付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮り いたします。初めに付託された平成20年度決算認定12案件について一括して総括質問を行い、 その後、平成20年度決算について各会計ごとに内容審査を行うことにいたしたいと思います。 なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方についてはそのように決定いたしました。

更に、この際、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくこととし、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法についてはそのように決定いたしました。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は5名であります。あらかじめ決定しております順序に従い総括質問を行います。伊藤隆雄委員。

委員(伊藤隆雄君) おはようございます。今回の決算に関して、それぞれ通告しております内容について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に20年度の決算の内容について質問させていただきます。特に決算の中で財 政構造の内容等について何点か質問させていただきます。

資料の内容をいろいろ見させていただきました。そこで20年度の決算の状況でありますけれども、特に市税については7,000万円の減少となっております。予算と比較すると2,900万円の増であり、更に地方交付税においても普通交付税で地域間の税収偏在是正のための地方再生対策費の創設によって1億7,400万円が措置されたことであります。したがいまして、交付税全体では予算を1億3,400万円上回ったという結果になりました。

一方、歳出につきましては、職員費で、19年度から見ますと健全化に伴う職員数の減少など 19年度より 2 億9,000万円という大きな減少となったわけであります。

このような歳入歳出の状況から見て、既に報告されておりますように収支差し引きでは 5 億 1,525万円、このうち自治法213条に基づく繰越明許費 1 億4,272万円を差し引きいたしますと 実質収支額が 3 億7,200万円ということで報告をされたところであります。

そこで、この3億7,200万円、これは御承知のように全額が歳計処分という規定に基づきまして全額翌年度に繰り越すことになっておりますが、既にこのことにつきましても補正予算等で措置されているというふうに聞いておりますけれども、これらの内容について説明いただくということと、これらの大半がいわゆる21年度の補正予算において除雪経費として補正予算で措置されているということであります。これは従来までもそうでありますけれども、必ずといいますか、この除雪経費は次年度に予算措置されているという状況でありますけれども、これは当初の予算で計上することができないのかどうかということをまず1点お伺いをいたします。

それは、この決算資料にもありますけれども、端的に言えば20年度の決算の不用額は約4億1,000万円ですから、こういうことから見ると大半がそういったものがこの黒字決算になったと言っても過言ではないわけでありまして、この点につきましては、私は前回もこの点を指摘を申し上げたんですけれども、いわゆるこの積算の段階でもう少しきちっと各課から出てくる現価を財政当局において予算編成上においてもっと積算の根拠を精査する必要があるんじゃないかというようにも考えておりますので、この点についても考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点は御承知のように19年度に病院の不良債務が13億2,000万円発生しておりました。結果的には13億6,000万円ですけれども、これらに充てるために特例債の7億円とそれから繰出金、19年度の繰越金等を含めて、いわゆる目的基金から5億円を取り崩したという経過がありますので、私は、今回こういった5億円、いわゆる財調基金を入れると24億円ぐらいあったと思うんですけれども、それは現在は19億円という状況から考えると、やはリー部はこの繰入金に入れてもいいんでないかというような考えもするわけでありますけれども、まずこの2点について御説明をいただきたいと思います。

委員長(谷口隆德君) 法邑財政課主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) まず繰越金の使途、それから除雪費の関係についてであります。

繰越金につきましては、翌年度の歳入に組み込まれることとなりまして、繰越明許で特定の 事業のための財源となっている分は除きますけれども、そのほかは全部一般財源ということに なりまして、自治体の財政運営上の裁量で自由に使えるお金ということになっておりますけれ ども、本市におきましては繰越金の活用については、バス路線の運行補助でありますとか、あ るいは大きなものでは除雪経費といったことなどの補正予算の編成する際の財源ということで 活用していくことになっております。

そこで除雪経費の関係なんですけれども、21年度では3億4,000万円ほどになっております

けれども、これ毎年第3回の定例会において補正予算措置ということで補正で組んでいる状況 にあります。

理由としましては、1点目、財源的なことなんですけれども、当初予算の編成段階、この段階においては毎年一般財源というものが不足している状況であります。財源不足の対策としましては、市税でありますとか、あるいは普通交付税の見込み額を限度いっぱい引き上げるといった経常的歳入の調整を図ったり、なお、その不足する場合については財政調整基金の繰り入れといったような手法をとっているところであります。

それとこの補正予算のときに財源としている繰越金なんですけれども、その予算編成する時点においては決算が確定していないため1,000円だけの計上額となっているという状況でありまして、繰越金はその財源としては見込めないという状況になっております。したがいまして、その除雪経費を当初予算で組むというふうになりますと全額これ一般財源で賄わなければならないという状況でありますので、その分その財源不足が拡大するということになります。その基金からの繰り入れ額が増大するということになってまいります。

21年度の場合で申しますと、財政調整基金の繰り入れ額が1億円ということだったんですけれども、これが4億4,000万円まで繰り入れ措置をしなければならないというような状況もなってまいります。その財政調整基金が潤沢であればこうした手法もとれることになりますけれども、財政調整基金の残高が6億7,000万円ほどですので残高が限られていますし、弾力的なその財政運営を行っていくためにも、財政調整基金、ある程度の確保が必要であるというふうに考えています。したがいまして、こうした手法はなかなかとることは難しいのではないかなというふうに考えているところであります。

これが補正対応ということでありますと、大体 7 月に普通交付税の算定というのが毎年行われまして決定額が明らかになるんですけれども、その時点で仮にその予算を上回るような決定額であれば、普通交付税を補正財源ということで回せることにもなりますし、前年度の決算の確定が既に済んでいますので、繰越金を財源に補正予算を組むことが可能となるというふうになっております。

それと積算上の関係なんですけれども、除雪費の積算、これの基礎となりますその直近の燃料単価でありますとか、あるいは道の基準、労務費などの基準が明確になりまして積算がより 正確になるといったような理由で補正予算を措置しているところであります。

しかし、今後、除雪費は確実に見込まれる経費ということでありますので、全額ではないに しましても一定程度の概算で計上しまして、そして労務費などの基準が明らかになった後にそ の追加計上するといったようなことも検討したいなというふうに考えているところであります。

それと、不用額の関係がありましたけれども、20年度 4 億1,000万円ほど生じております。 この中にはもちろん歳出の削減に努めて生じたものもありますし、おっしゃいますように積算 が過大だったというものもあるかというふうに思っております。経費的にどうしても医療給付 費などの扶助費でありますとか、といった予算の編成時に向こう 1 年分を予測するというのは なかなか難しい部分もありますし、どうしても多目の積算になってしまっているところもあります。

あとその工事請負費でありますとか委託料に関係ですと、入札ですとか見積もり合わせによって執行残が生じるといったこともあります。また、その人件費の部分では、中途の退職だとか人事異動もありますので、そういった部分で増減が生じるといったこともあります。

こうしたことで不用額が生じているわけなんですけれども、予算を計上して全く未執行であるといったような場合については大変問題があるというふうには考えていますけれども、節減の結果であれば不用額が生じることはやむを得ないかなといった部分もあります。

ただ、不用額を繰越金としてあらかじめ若干見込んでいる部分もありますけれども、財政課の査定の面、あるいはその担当課における積算の面については今後においても更に精査していく必要があるものではないかなというふうに考えているところであります。

それと繰越金の基金への編入はといった部分なんですけれども、20年度、病院事業会計の繰り入れを行うのに当たりまして、その財源としまして5つの目的基金から年度を超えた繰りかえ運用といったような格好で5億円繰り入れたところであります。その繰越金を基金に編入するということになりますと、先ほど申し上げましたように余剰金を繰越金として計上しなければ、除雪費を初めとしまして毎年補正の財源として4億ないし5億の補正財源というのが必要になってくるんですけれども、この財源について財政調整基金などの取り崩しによって対応しなければならないというふうになってまいります。

今、財調基金残高 6 億7,000万円ということで限りありますので、財政運営上はこうした基金への編入は難しいかなというふうに考えているところでありまして、こうした状況については今後についても変わらないのではないかというふうに見込んでいるところであります。

したがって、今後も余剰金については全額繰越金といったような扱いをせざるを得ないというふうに考えていますけれども、その5億円の繰り入れた基金、これについては目的基金であるために本来それぞれの基金の持つ目的に従った処分をしなければならないというふうにされているところでありますので、今回一時的に運用を行ったということでありまして、一遍に5億戻せればいいんですけれども、そういった状況でもありませんので、計画では平成24年度から5,000万円ずつ基金のほうに積み戻していくような予定をしておりますので、それに沿って実行していく考えをしているところであります。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ここ数年来の状況を見ましても、当初予算で必ずこの財調基金で1億円程度は繰り入れするという予算を組んでいたわけですね。結果的にそれが繰り入れが必要なくなったということで財政的には大変結構なことなんですけれども、いずれにしても先ほど申し上げたように、今答弁あった医療だとかあるいは消防という関係が結果的に当初予算を下回ったと、これは結果的にいいことなんですけれども、ほかの事業全般を見ても、例えば19年度では多分4億6,000万円だと思いますね、不用額ね。今年度が4億1,000万円というそういう数字。

結果的にこれは節減という形でできたということについてはこれ評価されるわけですけれども、今申し上げたように医療とか消防とかいう想定できないものについては結果的に下がったということはいい結果だと。しかし、ほかの事業については、それは例えば需要がなかったのか、あるいは当初予算組んだものに対してそれだけの事業ができなかったのかという、総合的な判断の中でやっぱり財政というものはきちっと予算の段階で私は積算されるべきだろうというふうにも考えております。

もう1点は、今、その繰越金の総体、例えば3億7,000万円、20年度決算繰り越した。そのうち約3億4,000万円を補正で除雪費で組んだ、そういう形でずっと来ているわけですね。最近の情勢見ますと、御承知のように今回、除雪経費に充てるための地域活力創造交付金というのが今後出る、まだ正確には出ておりませんけれども、そういう状況もあります。これらを踏まえると、やはり全額繰り越しで見るんじゃなくて、やっぱり当初からある程度予算措置を私は講じるべきではないのかということをもう1回申し上げます。

# 委員長(谷口隆德君) 三好総務部次長。

総務部次長(三好信之君) 繰越金の関係は、先ほど法邑主幹のほうからも答弁いたしましたけれども、確かに委員さん言われるように積算の甘さというのか見通しが立たない部分で繰越金が出てしまっている部分があります。それで今年の予算編成会議におきましても、それは当然過大な予算を組むとなると一方では本来の施策に充てるお金が制限されてしまうということもありますので、それは今回、毎年議員さんにも不用額の関係の資料を出しておりますけれども、それを例に挙げまして、各課でこういった予算に比べて特段の理由もないのに不用額が出ているというような実態があると、そういったことでは今これだけ財政状況厳しい中では予算組むのが困るということで、また今年も改めて各担当のほうにもしっかりとした要求をするように話をしております。当然財政のほうでもしっかりした査定をしていきたいというふうに考えております。

それと除雪費の関係ですけれども、合併前の朝日町や何かでまだ財政調整基金や何かたくさんあったものですから当初予算から組んでいたという部分もありますけれども、士別のほうではどうしてもなかなか対応できなかったという面もあります。

ただ、9月にならないと道の建設機械の単価や何かがわからないものですからこういう手法 もとっていたんですけれども、よその町を参考にいたしますと、一定程度概算で除雪費を計上 しておいて、そして道の単価等が明らかになった時点で、またその積算をし直して予算を組み 替えるといったような手法をとっているところもあるようですので、来年できるかどうか、当 市の財政事情がありますのでできるかどうかというのは別にいたしましても、そういった手法 についてもちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

#### 委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ぜひ今申し上げたような方向で検討いただきたいというふうに思います。 そこで、次に財政構造の一番の中心でありますいわゆる自主財源と依存財源の関係について 若干申し上げたいと思います。

今回の決算状況を見ますと、いわゆる自主財源と依存財源については年度別に比較すると19年度より2.3ポイント増加したと、資料ではそうなっております。しかし、これ中身を見ますと、先ほどの関連もありますけれども、19年度に目的基金から繰り出して繰入金で受けた、これが4億9,700万円ぐらいあるんですけれども、そういうことと、更に冒頭申し上げたように自主財源の中心であります市税あるいは法人税、こういうものが7,000万円程度減少しているということを考えますと、結果的にこれが繰り入れをしなかったということになると逆に0.7ポイント減少して26.7、したがって依存財源は73.3ということになるわけであります。

だから、資料では2.3ポイント好転しているけれども、その中身は実質的には繰り入れ額があったから2.3ポイント増えたということなんです。中身は逆に0.何%減って依存財源が依然として73.3ということですから、やっぱりこれは本市だけの問題でもなくて、こういった厳しい経済状況の中で、特に不況が続く日本経済の中で当市においてもこういった状況が顕著にあらわれているんだろうということでございまして、今後においてもこの自主財源の確保というのは極めて大きな課題であろうというふうに私は認識しているわけであります。

そこで、次に、それでは自主財源の確保についての対策についてどうするかという問題であります。これは、今申し上げたように依然として地方交付税等の依存財源に本市の財政は依存していると、これは当然であります。財政力はどうかというと、できるだけ1に近づけることが必要なんですけれども、20年度決算では0.291、前年が0.286ですからわずかに上回ったということでありますけれども、依然として財政力指数については1にほど遠いと。

そこで、自主財源の確保に当たって、これは当然、今後の景気回復、御承知のように去年の 秋の世界的な金融危機によって日本経済も極めて厳しい状況にあると言われております。税収 入が大幅に落ち込むだろうと、こういう状況の中で、当然、既に御承知のように新しい政権に よって事業仕分け等も行われておりまして、地方財政に与える影響もかなり今後、まだわかり ませんけれども出てくるだろうということで、これは次の課題でありますけれども、今回の予 算編成についてもいろいろ難儀されているだろうというように私は予測するわけであります。

そこで、第3回の定例会において、市長の所信表明の中でいろいろこの考え方が述べられました。まず、地域資源を生かしたブランドづくりと足腰の強い農業と林産業の確立、これをベースにして、まず産学官協働によるローカルブランドの開発、販路の拡大、更に2番目には御承知のように上士別の国営農地再編整備事業の地元業者の発注、それから農・商・工・消による戦略会議の設置、あるいは緑の環境対策としてのバイオマス活用、植栽・間伐など森づくりによる雇用の創出、こういったことが重点的に出てまいりました。

今までもそうでありますけれども、現在持っている市のいわゆる潜在能力、こういうものを活用しながら、やはり地域経済が何とか活性化して活力ある社会をつくるための地域力、それはやっぱり経済の活性化だというふうに考えております。そういったものを生かして、やはり何といっても税収を上げる、そういう政策を展開して、地域全体の活力を上げるという政策を

私はとるべきであろうと。いろいろ難しい課題はあります、当然でありますけれども、そうい うことを考えながら、最終的には担税力のアップを高めるということが必要だろうと。

ただ、特にその中でもやはり税収を上げるためには、これは先ほど申し上げたように国の政策によって景気がよくならなければ我が士別市の景気もよくならないというこれ連動性があります。そういうものを含めて、これはやっぱり今言ったように財政構造を語る場合、自主財源の確保というのは極めて重要な課題だろうというふうに思いますけれども、この点についての御所見をお伺いいたします。

## 委員長(谷口隆德君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 今、委員のお話にありますように士別の財政構造というのは非常に 脆弱でありまして、財政力指数も全道の都市の中では下から8番目というような状況にありま す。それと一般会計の歳入約170億円なんですが、そのうちの市税というのが20年度決算でい ったら24億円ほどしかないと。今年については恐らく22億円ぐらいになるのかなというふうに かなり財源の多くを地方交付税とか起債、それとか補助金に頼っているというような状況にあ ります。

そこで、その担税力の強化というのが当然重要な課題なわけですけれども、担税力の強化という部分では2つの面があるというふうには考えております。

1つは、まず企業とか個人の所得、それを増加させなければならないということで、そのためには地域の経済の活性化が必要なわけですけれども、これはお話のように国全体の景気が回復していかなければ、地域だけではなかなか難しいというふうに考えております。

ただ、本市におきましては、これまでも地域経済の活性化のために国の経済対策、そういったものに積極的に応じてきております。今回の経済危機対策でも、市内の建設業者だけでなくて事務機器屋さんとか個人商店、そういったところまで波及効果が及ぶように最大限努めてきたというような状況もあります。

ただ、これカンフル剤的なものでありまして、持続的に経済を活性化させていくということになりますと、お話にありました地域資源のブランド化、あるいは上士別国営農地や何かのそういったところへの地元企業の参入といったようなことも重要になるわけですけれども、まずは基幹産業のまず農業の振興、それと中小企業の関係なんかではこれまでの制度資金や何かの貸し付けとか利子補給、そういったものの充実、あるいは商店街の店舗改修の助成、住宅改修に対する補助、ラブ士別・バイ士別運動、それとか公共工事の事業量の確保といったようなものが、そういった施策を継続していかなければならないのかなと考えております。それと市長のマニフェストにある新しい政策としての新築住宅への助成、あるいは店舗改修助成の拡大、そういったものについても地域の経済の活性化には大きく結びついていくものというふうに考えております。

それと担税力強化のもう1点の観点では、市全体の担税力ということで、これは住みよいまち、そういったものをつくり上げていって人口を減らさないといったようなことももう一つの

観点なのかなというふうに考えております。これは、地方は今、どこでも過疎化が進んでいて、これは受けとめなければならない現実なわけですけれども、極力人口の減少を抑えるといったことで、例えばこれも市長のマニフェストですけれども医療費の無料化と、そういったような施策、あるいは保育所とか児童館を整備する、それとか医療の確保、または離農しても離村しないまちづくりと、そういったことが住みよいまちづくりにつながって納税人口の減少を抑えるような政策なのかなと。そのほか士別の特色を生かした移住とか交流とかそういったものの推進というのも重要なことだと考えております。

担税力の強化というのは一口で言ってもすぐに税が向上するというふうには考えておりませんけれども、ただいま申し上げたような総合的なまちづくりといったものが最終的にはやっぱり担税力の強化になるのかなというふうに考えております。

それと市の財政構造の面からいきますと、税を上げるとなると結果的には75%が、今後地方交付税が削減されることになるわけですけれども、今の日本の経済の中でこの地方交付税の減少というのもやはり将来的には絶対出てくるということもありますので、市全体の財政状況を考えたときにはやはり今の仕分けの対象になっているようですけれども、やはり地方の固有の財源、もともと地方交付税は地方固有の財源だと、それと財政保障機能といったものをしっかりと守っていただくように国に対してはこれは市町村としては強く要望していきたいというふうに考えております。

#### 委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 今おっしゃられたようなことで、今年の当初からはいわゆる地方交付税についても1兆1,000億ぐらい増やして16兆9,000億円にするというような考え方もあったようですけれども、最終的には15兆7,000億円程度にとどまるだろうということで、当然今おっしゃられたように地方交付税だって決してどんどん増えるというような状況にないわけですから、今、御答弁ありましたような新しい政策を打って、いわゆる地域経済を刺激して地域経済を活性化するという政策を今後の中で十分御努力をいただきたいというふうに考えております。

次に、これは既に公表されておりますけれども、20年度の財政構造の中で御承知のように2007年から適用される、いわゆる20年度決算から適用される自治体財政健全化法、これは4つの指標が既に公表されております。当市においては全く問題がないと。ただ、現状では道に出した数字では今暫定値ということで、これは本格的なものになるだろうということで確定値となるということでよろしいんでしょうね、これは。一応確認をさせていただきたいと思います。

関連でありますけれども、もう一つは、今までもずっと実施しておりましたようにこれだけ低い金利水準の中で地方債のかなり高い部分があったということで、これは皆さんの努力によって19年度からずっと補償金免除の繰上償還をやってきたわけでありますけれども、その結果、地方債全体では一般会計6億8,900万円ほど減少している。それから、特別会計、企業会計を含めると約9,000万円の地方債が減少している。その効果ももちろん上がってきていると思い

ます。

しかし、聞くところによりますと、まだ依然として5%以上の地方債があるということでありますけれども、この19年、20年度、21年度でもいいんですけれども、どの程度繰上償還がされて、その軽減策はどの程度かということと、もう1点は5%以上がまだどのぐらい残っているのか、これらの償還計画はあるのか、この2点についてお伺いをいたします。

委員長(谷口隆德君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) まず初めに、健全化比率の関係であります。健全化法の施行に伴いまして比率を算出しまして、これは監査委員の審査に付した上で議会に報告を行うこととされておりまして、さきの議会におきまして20年度の数字について報告をしているところでありますが、数字については道を通しまして国のほうにも行っておりまして、実はつい先日、確定値になったということであります。それで指標については以前報告した数字と変わっていないところでありまして、どの比率におきましても健全化の基準を下回っている状況にあります。

ただ、健全化比率の中では、今後は市のすべての会計の黒字ですとか赤字を合算した額の、 それが標準財政規模に対する比率ということで、市全体の財政運営状況をあらわしています連 結の実質赤字比率、これが病院の経営状況などから懸念もされているところなんですけれども、 早期の健全化団体の基準というのが連結ベースで17億9,000万円を超える赤字になりますと該 当するということになってまいります。仮にその赤字が発生しましても、すぐにはその早期の 健全化団体にはなることはないというふうに考えているところであります。

ただ、健全化比率、20年度いずれも基準を下回っている状況なんですけれども、それがイコール健全団体ということでは決してありませんので、引き続きその財政健全化計画ですとか病院の経営改革プラン、こういったものの実行によって、より健全な財政あるいは経営といったものを目指していかなければならないなというふうに考えているところであります。

それと補償金免除の繰上償還の関係であります。制度では19年から21年まで3年間特別に認められているところでありまして、実績で申しますと、19年度におきましては、これは一定の基準によりまして主に7%以上の政府資金について繰上償還したんですけれども、各会計合わせまして総額で5億8,960万円借りかえをしておりまして、その利子の軽減額は1億350万円となっております。また、20年度ですけれども、これは主に6%以上の政府資金について繰上償還していますが、全会計で4億5,150万円借りかえをしまして、利子軽減額は9,900万円というふうになっているところであります。

なお、残り5%以上の20年度末の起債の残高なんですけれども、全会計では29億9,480万円 ほどありまして、このうち本年度22年3月なんですけれども補償金免除の償還を予定しており ますのは一般会計と下水道会計になりますけれども、3億8,120万円ほど繰上償還を予定して いまして、この利子の軽減額はおよそ7,700万円というふうに見込んでいるところであります。

3年間合計しますと借りかえの総額は14億2,230万円というふうになりまして、軽減の見込み額は2億8,000万円ほどということで見込んでいるところであります。

21年度までその繰上償還をした後に、なおも残る5%以上の高利の起債の残高につきましては全体で22億7,300万円ほどというふうになっておりますけれども、これらの償還についてはこの補償金免除の制度自体が3年間だけの特別な措置ということで政府資金に限って認められたことでありますので、残りの部分につきましては通常の償還を行っていく以外には今のところないのかなというふうに考えているところであります。

#### 委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 実績については14億という大きな数字が繰償されたと。軽減額もかなり大きくなった。ただ、最後の21年度末でまだ22億あるというんですね、5%。これ単純計算すると金利だけで1億1,000万円かかります、5%。これは今の総務省の考え方では3年ということですけれども、あとはそういった軽減できないということですけどね、これは、今申し上げたようにこういった状況の中で、金利もここ最近下がってきましたね、逆に、預金金利が。だけれども5%というのがこれだけ残っている。それは国がいろんな財投とかそういった使い道が既に決まっているから、一部償還されたらそっちの財源が穴があくと、こういうことなんですね、簡単に言うと。国としてはですね。これはやっぱり何としても、3年以降についてもこういった措置ができるように、ぜひ全道市長会等を通じて国に働きかけていっていただきたいというふうに思いますけれども、全く見通しはないんですか。

#### 委員長(谷口隆德君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 実はこの5%以上の中で借りかえが繰上償還できなかった部分の22億のうちの17億というのが、その病院の関係なんですが、これが以前からの市のほうもかなり強く要望をしてきたところです。例えば市の病院が今のような厳しい経営状況であると。片や別な市では不良債務を抱えていない病院であってもこの繰上償還の対象になる病院もあるということで、その基準というのが資本費比率というもので一定の線を引かれていたというところがあります。資本費比率がやはり高ければ、それだけ医療機械なり病院建てかえた後のその償還が大変でしょうということで国のほうでは線を引きました。士別の場合は、その線のラインを超えていないということで、経営を圧迫する例えば建物の減価償却費とかそういったものがそのラインを超えていないということで、これ直接道とか国のほうともお話しさせていただいたんですけれども、士別の病院の経営の厳しい現状はよくわかるけれども、そのラインというものはやはり崩せないと。それを崩してしまうと全国ばらばらになってしまうと。

実は士別のような病院が、全国で5%を超えて対象にならなかったのが11病院ぐらいだったと思うんですけれどもあって、そのうち不良債務を抱えているというのがそんなにないということで、何とかならないかということで強くお願いしてきたんですけれども、恐らくはその制度としてはつくれないだろうと。

ということで、逆に市のほうとしては、特別交付税で特殊事情というのがあるんですけれど も、ルール以外の市が抱えている特殊事情、そういったもののほうで何とか見てほしいという ことで、そういったものについてはこれからも要望を続けていかなければならないのかなとい うふうに考えております。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ぜひそういう方向で御努力をいただきたいというふうに思います。

それでは、次に3点目でありますけれども、いわゆる公会計制度の見直しについてお尋ねを いたします。

財務情報の公開については、そのポイントを単純化してわかりやすく市民に説明するという 必要があります。特にバランスシートについてはこれまでも作成して公表してまいりました。

そこで、新たな公会計制度では2つのモデルがあるというふうに言われております。本市が採用するのが総務省方式改訂モデルということでありますけれども、この公会計の整備については、19年度10月旧自治省の通達によって、人口3万人未満の市は5年後までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書、この4つの表を、2007年に決定されたいわゆる財政健全化法との関係、施行によって早期に作成に着手して、平成20年度の決算に基づいて21年度に財務書類を公表することが重要になってきたというようになっておりますけれども、こういったいわゆる公会計制度、前にもこの点について申し上げたんですけれども、現在のこのバランスシートというのは極めてわかりにくいというふうに一般市民も考えているということもよく聞きます。したがって、企業的な財政指標というのが用いられることによって財務状況がわかりやすくなる、こういうことに改訂するんだろうというふうに私は思っておりますけれども、特にこれについて本市としてはどう取り組むのか、この点についてお伺いいたします。

委員長(谷口隆德君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 公会計に対します本市の取り組みであります。企業的な手法を取り 入れました発生主義に基づいたバランスシートだとか行政コスト計算書、こういったものにつ いて、士別市の場合、平成12年から作成していまして公表もしていますけれども、全国的な整 備については7割ほどにとどまっているといったような状況であります。

そこで、国がみずからの資産や負債の状況を把握して、それが今まで税金や資金を使ってどう蓄積してきたのか、あるいは行政サービスに対してどう費用がかかるのかといったような面で包括的にその財政状況を把握して、そしてその財政情報をもとにその財政の健全化に向けた取り組みを推進するといったことですとか、あと住民へ情報を開示しまして透明性の向上、あるいは説明責任を果たすといったような目的で今年度中に新地方公会計モデル、これを活用した財務諸表の作成とその公表を求めてきたところであります。

本市でもこれに基づきまして、早速、年度内にその公表を目標に、新たな諸表の作成といったものに今取り組んでいるところであります。作成しますのは、今、委員がおっしゃられました4表ということになってまいります。概要について何点か説明させていただきますけれども、これまでの公会計によって官庁会計自体が変わるといったわけではありませんけれども、その住民への説明として、どうその税金が使われているのかといったようなことを明らかにするた

めの方法というか手法が変わったということであります。

例えば財務諸表、これまでとどこが、何が変わるんだといったような違いの部分で、主なものでありますけれども、その作成の対象が一般会計のみならず特別会計ですとか企業会計、更には関係します士別地方の消防事務組合ですとか北海道の後期高齢者の医療広域連合ですとか、そういった一部事務組合ですとか、それから翠月や羊と雲の丘観光といったような第三セクターまで含めた全市的なその財政状況を把握するための財務書類とするといったことがあります。これ、健全化法が連結ベースでのその指標になっているということにも関連してきているところであります。

それから、資産の計上の部分ですけれども、例えば土地ですとか建物、道路、構築物、備品、こういった資産、市の財産があるわけですけれども、これを評価しなさいということになりますが、これらは原則としまして、その公正価値といいますかいわゆる時価評価に基づきまして評価を行った上で、更にその中でも将来的に売れると見込まれる資産があれば、それはその売却可能資産というようなことで別途計上を行うといったようなことにもなっております。

それから、先ほど委員がおっしゃられました作成のモデル、これは2つ示されておりまして、すべての資産の評価を作成年度に一括して行って、それから個々の会計処理を仕分けし、複式記帳のシステム化をして書類を作成していくという基準モデルというものと、それから資産を段階的に評価しまして現行の決算データの組みかえによって財務書類を作成していく総務省方式の改訂モデルといったものが示されております。

本市では、その作成の事務量の負担がより少ない、それからこれまでの決算データの活用ができるといったようなこと、そして更にその採用する団体が多いと見込まれますから、その作成後の比較が行えるなどといったような理由から、総務省の改訂モデルといったものを採用しているところであります。

以上のような状況なんですけれども、今のところ連結対象の北海道の後期高齢者の医療広域 連合、この決算書類がまだ確定していないということもありまして完成はもう少し先になる見 通しになりますけれども、年度内には公表できるといったような見通しにあるところでありま す。

取り組みはまだまだ始まったばかりでありまして、未着手の団体も多くあるところでありまして、今後その分析ですとかその有効な活用については大きな課題ではないかなというふうに思っているところであります。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) かなり内容にいろんなエネルギー等経費もかかるんだろうと思いますけれ ども、端的に言うと今あるいろんな土地とか建物の資産を時価評価して、いわゆるそれは例え ば実際の取引、近傍類似価格で積算するところが一般的なんですけれども、そういうもので評 価して、それを資産に計上しなさいと、こういうことなんですね。それと最終的には21年度中 に実施したいと、こういう認識でよろしいですか。 委員長(谷口隆德君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) そういうことでありまして、評価、時価評価で資産を評価します。 ただ、先ほど申しましたように取り組む方式が改訂モデルということになっていますので、一 遍になかなか事務量もあるものですから評価できませんので、これは段階的に評価していくと。 今年度はとりあえず普通財産の売却可能な資産の評価だけ行っていまして、次年度以降、随 時、道路ですとか建物ですとかそういったものを評価していくというふうな考えをしておりま す。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) わかりました。それでは、以上で財政関係の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、経済部の関係になろうかと思いますけれども、きのうも道議会で実は出ましたこのエ ゾシカ対策であります。

きのうの決算委員会で出た結果は全道的に40億から超える被害が出ていると。現在の数値でいくと10年以内程度に100万頭を超えるであろうと。したがって、高橋知事は自衛隊にも協力を要請したいと、こういうことがきのう実は道議会で出てまいりました。

そこで、我が市のことについて質問させていただきます。

この点については、今までも多くの議員の方々から質問もありまして議論があったところであります。特に第3回定例会において谷口議員から質問があった中で、こういう答弁がなされました。まず一つには奨励金制度の創設を検討すると、2つ目には必要に応じて協議会を設置し対応すると言われましたけれども、まず、この2点は具体的にはどのようなことをお考えなのか、まず最初にこれを質問させていただきます。

委員長(谷口隆德君) 佐々木畜産林務課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) お答えいたします。

奨励金制度の創設と協議会の関係でございますけれども、谷口議員、さきの定例会でおっしゃられたとおり質問にお答えしたところでございますけれども、特にエゾシカの被害が多いということで、そのときにも申し上げました。それで電牧さくなりの設置をしましたけれどもなかなか減らないということですので、現在、北海道猟友会士別支部にそれぞれ鳥獣被害の駆除に当たっていただいているところですけれども、なかなか、先ほど言いましたとおり被害が多いということでございます。

それでこれらの課題、対策としまして、駆除に当たる猟友会会員の確保がまず第一だということで、人数が高齢化もありだんだん減っているということでございますので、その対策が必要だということと、あと駆除した場合に処理対策の費用と、費用対策、これらも必要だということですので、具体的に例えば狩猟者の増加に向けた免許の取得費用への支援策、それと駆除処理に係る費用への支援策を今検討しているところでございます。

猟友会とは、現在仕組みづくりはどういうのが可能なのか、今現在協議しているところであ

りまして、この中では、農業者からの駆除の依頼があった場合の手続、それとあと、それを搬出する方法、畑の中にあった場合にはそれをどうしても搬出しなければいけないということで終末処理場のほうに持ってくる、そのような作業をどうするかとか、写真をどうするかというようなことも、そのようなことで今検討しているところでございます。今後十分詰めていきたいというふうに思っております。

それと、これらの取り組みに当たりましては、現状の把握がどうなのか、実施計画どうしたらいいのかということで、地域一体となった協力の体制のもとに実施する必要がありますので、この協議をする場としまして、猟友会、農協、普及センター、改良区さん、農業者としては中山間農業農村活性化の集落代表者など、これらの方々と打ち合わせ、協議会を設置しながら実施していきたいというふうに思っております。予算の関係もありますので、来年1月中には設置をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) いろいろ今お答えになったわけですけれども、これは今までも、先ほど申 し上げたようにいろいろやってきたんですけれども、実効策が上がっていないということなん ですね。特にこの上川管内では、旧朝日町と美深が特に多いという状況なんです。

この被害は、冒頭申し上げたように年次減少しているどころか増えていると。これは、現実的にこの認識をもっと厳しくといいますか、持っていただいて、実効ある対策をやらんと何年たったって前に進まないというのが私の実感です。

私は、10月、11月にかけて農家の方と猟友会の方々両方から実情を聞き取りいたしました。 何点かちょっと申し上げます。

まず、農業者の意見ですけれども、今、課長からお話しあったように現在電牧によってある程度防いでいるんですが、これは現実に現地に行きますと、いわゆる農地と山林の境界にいわゆる10メートルスパンぐらいで3段の牧さくが張られている。これはある程度時間たちますと、木の枝とか雑草が伸びることによって、それが電線に接触すると漏電現象を起こすんです。それはどういうことかというと、漏電現象を起こすと電圧が下がりますから、牛が触れてもショックが少ないということです。そういうことになって、現実的にはある程度大きいものになると、今のショックが少ないものですから一気に電牧支柱を含めて壊してしまうと。そこが結局もう群れの出入り口になるというのが実はこの現実なんですね。

そういう状況を今後も続けていくと、私は今、特に農業者の離農の最大の原因というのは3 つあると言われているんです。1つは担い手がいなくて高齢化になったからやめたい、これが 1つ。もう1点は経済的な問題で、なかなかこの経営が改善しない。毎年度農協へ行って赤字 対策をやって、単年度の短期資金につなぐ、こういうCD階層と言われる。もう一つがこのシ カ対策と言われているんですね。これをやっぱり現実的にやってもらわないと、私どもがなか なか営農これから続けていく気力が出てこないというような深刻な問題が実はあるんです。 ですから、こういった点をもっと現実的にとらえていただいて、何とかもっと具体的に、今、 来年の1月ごろという具体的なこと出ると言われましたけれども、これはもう少し真剣に現状 を認識していただいて、まさしく抜本的な対策を講ずるべきだというふうに私は思います。

それから、もう一つは、猟友会の皆さんの意見の中にこういう問題があります。既に御承知かと思いますけれども、旧朝日町については合併して下川営林管理署、ここで入林許可をする場合は1日500円、1回500円払って入林許可をもらって行くんです。ところが現実は、作業中でありますということで看板がずっと立っています。ですから現実的に入れないです。これはもう本当に何人かからお聞きしましたけれども、作業中の看板によって規制されるため入林ができない箇所がいっぱいあると。したがって、実際中に入ってとれないというんですよ、出てきたものしか。これでは実効が上がらないと。

それから、今、猟友会との話し合いもするということは当然なんですけれども、猟友会の人だって自分の仕事を持っているわけですから、常時定期的に見回りするということもなかなか難しいです。それから、例えばある程度何人かのグループで今実際やっているんですけれども、この人たちだってやっぱり自分の仕事があるから、その駆除活動に専念できない、こういう実態があります。

今は、その場で駆除したら、その場である程度肉なんかとって、残渣物はいわゆる終末処理場持ってきていますね。これがそういうことなんですけれども、私は、こういう状況を見た場合に、農作物の被害、もちろん春より秋が多いということは御承知だと思うんですね。米麦から特に豆類なんか多いんですけれども、水田なんかについても実を食べるということも中で倒圧状況、寝転がるとかそういう状況、これがもう現実に出てきています。

それから、今言ったように実質的には中に入ってみると、知床なんか特に北海道の中でも多いんですけれども、この旧朝日町について樹皮がむかれて食害に遭っているんですね、冬場の。かなりこの森林の被害も拡大している。これは国有林の問題ですから市とは直接関係ないかもしれませんけれども、そういう状況をやっぱりもっと現実的にとらえて被害を防ぐためには、もちろん農家の方の自助努力ももちろん必要でありますけれども、いわゆる駆除環境の整備、それから今申し上げたような課題をきちっと解決して対策を急ぐ必要があると思います。

私は、例えばその対策として、やはり駆除に当たっては先ほど申し上げたような自分の仕事の合間にやるとかということも総合的に考えると、やっぱり私は1頭当たりどの程度出すか、額は別にして私はそういう補償制度を決めて実効あるようなことにしないと、私はこの対策は進まないと思います。近隣の和寒町なんかは1頭3万円ですか、やっておりますけれども、そういうことをやっぱり現実の問題としてきちっと受けとめていただきたい。

それから、将来的には、ただ駆除だけすればいいというものじゃなくて、御承知のように十勝の鹿追町においてはその養鹿施設を設けて牛を飼ってそれをジャーキーにして売っていると、 薫製、それから既に皆さんも御承知のように知床なんかにおいてはこの食肉加工センター等を やって食材の活用、これはこれからの問題でありますけれども、総合的にはそういうことも含 めて私はやっていただきたい。これは冒頭申し上げたようにいろんな方からも今までだって私 もいろいろ聞いておりますけれども、特に農業者の方が先ほど言ったように、このままいくと 私どもは営農意欲が減退してしまう、それからハンター方から言わすと、入林許可をもらって も現実的には入れない、こういう現実をぜひ酌み取っていただいて、抜本的な対策をぜひとっ ていただきたい。このことをもう一度、考え方についてお答えください。

委員長(谷口隆德君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) お答えします。

委員おっしゃるとおり、特に市内の方からの、農業者の方からいろいろ苦情をいただきながら、それぞれ対策をするということで来年度に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

先ほど言いましたとおり電牧につきましては日常管理として下草刈りはしないとなかなか漏電してだめだということもありますので、それらの農作業の繁忙期にはどうしても手が回らず そういうふうになってしまうのかなと思いますけれども、その辺も十分やっていただきたい。

それとあと道東方面におきましては、最初は電牧でやったけれども、シカ自体がなれてしまって、そこからまた入ってくるというようなこともあって、逆に金網・フェンスにするというようなことも地域で取り組んでいる事例もありますので、そのようなこともいろいろ研究していきたいというふうに思っております。

また、国有林につきましても、今年1月には猟友会の方から、先ほど言いましたとおり国有林に入ってしまって、そこに入り込んでしまってなかなかとれないというようなことで苦情があって、拡大について市のほうが森林管理署のほうに出向いて要請をした経過がございます。

その回答の中では、どうしてもその作業中、予定しているならばそこを入林許可できないというようなことですけれども、作業が終わればなるべく早く開放するというようなことで手続をしたいという回答もいただいておりますし、今回そういうようなこともありまして、今年12月に国有林の可猟区域、禁猟区域の地図も示されましたけれども、若干の増加はなっているというようなことでございますので、これにつきましてもまた森林管理署のほうに全体の農作物に及ぼす影響は多大であるというようなことは十分申し伝えながら拡大の協力をいただきたいというようなことで活動したいと思っております。

また、樹皮の被害につきましても、特に士別市のほうでは被害がないというふうに報告をしておりますけれども、実際にはシカの頭数が多くなっているということを考えればおのずと樹皮の被害もあろうかと思います。それで例えばエゾシカの対策につきましては、多くなっている東部地区、それとまだ対策が必要な西部地区ということで、まだうちの地区につきましては西部地区ということになっております。その西部地区におきましても平成13年にシカの農林被害が800万円だったのが18年には2,100万円ということで、そのような数字も出ておりますので、この2倍以上の増加になっているという数字も見ますとそういうような実態があるのかなというふうに思っております。

それでシカ肉の加工の関係でございますけれども、近隣町村では施設整備をした事例も聞き及んでおります。そこで食肉の販路先を当初は道東方面のほうに予定していたということですけれども、今現在は地元消費をせざるを得ないというようなことも聞いてございます。それでやはリシカ肉の流通システムの整備がまずは必要かなというふうに思っておりますので、現段階ではすぐに施設の整備というものは困難なものと思っておりますことも、これらの課題解決があったときには検討してまいりたいというふうに思っております。

先ほど言いましたとおり、上川管内においてもこのようなエゾシカの課題が多いということで先般も上川管内の市町村農政担当者会議の中でも協議事項として取り上げられ、それらの対策をどうしようかということで協議もしてございます。例えば猟友会の協力はどうなっているとか個体数に対する助成をどうするとか、そのような協議もしてございますので、近隣町村の取り組みも参考にしながら実効あるシステムづくりをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ぜひ、今申し上げたような実態を十分に御理解いただきまして、実効が上がるような対策をぜひとっていただきたい。このことを申し上げておきたいと思います。

それで、次にもう1点、林業の関係について若干お伺いしますけれども、御承知のように士別市は10カ年の施業計画を立てておりまして、特に20年度では更新、保育、伐採、112へクタールということで予算が組まれておりました。この予算に対して20年度の実績、これはどうなのかということでありますけれども、特にこういったことにかかわった事業者数とそこに従事した人たち、いわゆる全体で、こういった事業によってどの程度の雇用が創出されたのかということを若干お伺いをいたしたいと思います。

これについては、市長からも所信表明であったように緑の環境対策というものをバイオマスの活用あるいは植栽間伐などの森づくり、積極的に行って雇用の場を確保するというようなこともお話しございましたので、そういった、こういった事業を通じて地域に少しでも雇用が創出されているのかどうか、今後そういったことについての考え方、これらについてちょっとお伺いいたします。

委員長(谷口隆徳君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) まず市有林事業の事業実績について、計画と実績について御報告いたします。

平成20年度の計画につきましては、新規造林が13へクタール、下刈りが32へクタール、除間 伐等で44へクタール、作業道の整備で500メートル、ノネズミの駆除ということで104へクター ルを計画してございました。実績につきましては、除間伐の部分が2へクタール増の46へクター ールになったことと、あと作業道が500メートルが490メートル、10メートルの減となったとい うことで実施してございます。 これらの事業費につきましては、1,352万3,000円の事業費に対しまして補助金が国・道から合わせまして936万3,000円、地元負担が416万円ということで実施してございます。それとあとノネズミの駆除につきましては26万6,000円、総合計で全体事業費が1,378万9,000円、補助金が954万4,000円、市負担が424万5,000円ということで実施してございます。

ただ、この424万円の市の負担がありますけれども、これらの事業をやったことによりまして、立木等、間伐等の販売もしてございます。当初2,077立方メートルで654万円を予定しておりましたけれども、実績といたしましては2,249立方メートル、847万5,000円ということで、193万5,000円の増ということで実施してございます。

以上が平成20年度の事業実績でございます。

それと、そのほかにも分収造林事業ということで、士別市有地を国と分収造林をするということで、その事業として、下刈り、除伐等々を行いまして、実績が計画が31へクタールに対しまして下刈り、除伐、間伐等で38へクタールを実施してございます。それと作業道につきましても4,650メートルのところを5,155メートル整備してございます。それで事業費が当初1,678万3,000円のところを1,482万6,000円で実施してございます。

これにつきましては、実施主体の独立行政法人森林総合研究所の森林農地整備センターのほうから受託収入として備品等の事業費も含めまして1,579万1,000円の受託収入で実施してございます。

このようなことで、士別市の市有林及び分収林については実施した実績でございます。

あとこの事業にかかわった事業者数と従事した人数、雇用の実績でございますけれども、市 有林の発注につきましては、年度当初に財政課受付指名登録業者に士別市有林造林事業への入 札参加資格審査申請を、関係書類添付の上、市内業者さんから提出していただきまして、審査 の上、市内5事業者を登録しているところでございます。そこでこれらの5事業者につきまし ては、発注事業につきましては全部で7件、1,352万2,000円となっておりまして、すべてこの 5社で受注し、複数件、2件受注した業者が2件、あとは1件ずつでの受注となっております。 1件平均で申し上げますと193万2,000円ということで、施工方法、団地の関係等々で、それぞ れ分割しながら発注している実態にございます。

それとこれらの今の5社にかかわる人数、雇用者数でございますけれども、市内業者に登録しているこの5社につきましては、先ほど言いました資格審査時に提出のあった総従業員数で申し上げますと、常時雇用者が21名、臨時雇用10名、合計31名となってございます。それとあと私どもの先ほどの工事発注に基づく雇用人数で申し上げますと、工事積算上の作業人数の延べ人数で申し上げますと350人工ということで集計してございます。

また、本市では道が実施する森林作業員の就労長期化のために、120日以上を就労する場合につきましては奨励金制度を交付するということで取り組んでございます。その該当者が22名となっているところでありますから、これらの常時雇用者より実施されたものというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) わかりました。思ったより少ないかなという感じもするんですけれども、これは10カ年計画の中でそれぞれ年度ごとに組んでおりますけれども、やはり方向としては年次増加するというような方向にはあるんでしょうか。あるいは現状維持というふうにとらえていますか。

委員長(谷口隆徳君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) 市の発注計画といたしましては、除間伐等々を計画的に実施するということで、国、道及びそれぞれ国有林、道有林においてもそれぞれ増加傾向にございます。それで私どものほうも、今、緑の雇用ということもありますので、それに対しての除間伐等につきましては積極的に取り組んでいきたいということで、去年、平成20年度よりも21年度も多くなっておりますので、22年度に向けて、また計画的に実施してまいりたいというふうに思っております。

ただ、今、雇用人数もありますけれども、林業者における高性能な機械の導入ということで、 逆に雇用が余り必要のない場合もありますので、その辺は逆にそういう高性能機械を入れつつ 効率的な施業を実施していきたいというふうに思っております。

それと林業の市況から申しますと、今現在、今年の春先は大分稼働状況、造材工場のほうも 大分低迷したところですけれども、少しずつ上向いているというようなことも聞いております ので、それとあと、逆に住宅着工件数や何かも大きく減少している傾向がありますから、その 辺のことも見据えながら、林業者のこれからの林材の流通動向、それらを林業者とも打ち合わ せしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ぜひこういった林業関係で一人でも多くの雇用が生まれるように努力をいただきたいというふうに思います。

以上で農林関係について終わります。ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、市立病院の経営改革プランについて最後にお尋ねをいたします。

御承知のように、現在、20年度に市立病院経営改革プランを策定して取り組んでおりますけれども、その計画において新たな基準による一般会計からの繰入金を見込んでおりますが、ここ3年間のいわゆる一般会計からの収入減はどの程度の額になったのかということが1点。それから、もう1点は、病院への地方交付税で措置された額はどのぐらいか。

このまず2点について最初にお伺いをいたします。

委員長(谷口隆德君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) まず一般会計から病院に対しますここ3年間の繰り入れの状況であ

ります。

18年度で申しますと約6億2,000万円、19年度では5億9,300万円、20年度では15億7,500万円というふうになっておりまして、このうち地方交付税で措置されますのは、20年度で申し上げますけれども普通交付税では病院の病床数当たりに対します算入額としましておよそ1億3,000万円、それから医療施設ですとか機械器具、こうしたものの地方債の元利償還金に対する算入額、これが3,900万円のほか、特別交付税におきましても救急告示病院に係る経費ですとか自治体病院における院内保育所に要する経費などで大体4,500万円ほどが措置されておりまして、合わせますと2億1,400万円ほど交付税措置がされているというような状況になっております。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) これざっと暗算で計算しましても3カ年で約28億円になるんですね。18年6億2,000万円、19年5億9,300万円、20年15億7,900万円、約28億円。このうち、今地方交付税措置された額というのは2億1,000万円だけなんですか。

委員長(谷口隆德君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 2億1,400万円は20年度だけの数字でありまして、3年間全部を考えますと6億5,000万円ほどになってございます。

委員長(谷口降德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) そうしますと差し引き約21億円と、こういうことになるわけであります。 いずれにしてもそういった大きな負担額があるわけであります。したがって、市全体としての 額は、今申し上げたように繰出金といいますか市に対する繰入金約28億円、3カ年の地方交付 税の措置が6億1,500万円、差し引き21億5,000万円、そういう大きな金額になるわけでありますから、病院としての自助努力といいますか経営努力も当然必要になってくるだろうというふうに思います。そこで2点ほどお伺いします。

この改革プランの中にいわゆる財産の有効活用ということがあります。これは前にもこの問題は出てきたと思いますけれども、その改革プランに基づいた財政健全化、これが今、推進中でありますけれども、この中で土地や建物の有効活用を図るために未利用施設の売却処分や貸し付けを検討する。財産の有効活用は20年度検討、21年度実施とありますけれども、現在、この財産の有効活用についてはどの程度進んでいるのか、まず1点目お伺いをいたします。

委員長(谷口隆德君) 粟根市立病院総務課長。

市立病院総務課長(粟根禎二君) お答えをいたします。

財産であります市立病院の医師住宅は、一戸建てが5棟、集合住宅で5棟25戸ありまして、合計では10棟27戸となっています。入居状況を申し上げますと、今年の7月に看護師が1名入居し、10月には中途採用の看護師でありますが1戸入居しました。現在は常勤医師14戸、看護師3戸、臨床工学技師などの医療技術者が4戸、更には短期間で交代をしています出張医が1戸使用している状況でございまして、合計で27戸に入居していまして、空き家となっているの

は5戸あります。利用率を申し上げますと81%ということになります。

今後、この空き家の活用方法といたしましては、今、市立病院が抱えています重要な課題の一つに看護師不足の解消を図るということがございます。今後、広域的に看護師を求めていくためにも一定程度の住宅は必要かと考えておりますし、11月28日に新年度の看護師の採用試験を行ったところでありますが、受験者の中にも、できれば住宅のあっせんをしていただきたいという声もありました。こういったことを考えますと、当面は財産の売却処分等は行わずに、看護師確保のために今空き家となっています住宅を有効に活用していきたいと考えています。以上です。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 全体の利用率81%ということと、残りについてはこれから新たに入ってくれるというかそういう予定者も入れて売却はしないと、こういう認識でよろしいんですね。わかりました。

次に、もう 1 点は、いわゆる医師・看護師の確保を図るための修学資金貸付制度の状況についてお伺いをいたします。

現在、16名の医師による診療体制にありますけれども、今後更なる経営改善のためには医師看護師の確保は大きな課題であるというように思っております。したがいまして、この対策としてのいわゆる修学資金貸付制度、現在いろんな大学なり医療機関なりというところに周知、PRといいますかお話もされているんだろうと思いますけれども、この制度がどの程度理解されて、更にその反応はどの程度あるのかということが1点。

それから、もう1点は、医師、研修医、看護師確保対策プロジェクトチーム設置ということがあるんですけれども、この活動状況はどうなっているのか、この2点についてお伺いをいたします。

委員長(谷口隆德君) 粟根課長。

市立病院総務課長(粟根禎二君) 私のほうから1点目についてお答えをいたします。

今年度から新たな制度として施行しました医師修学資金等貸し付けについてでございますが、 周知の方法といたしましては、現在の学生が情報収集する際、多くがインターネットを活用し ている状況にございます。その点を踏まえまして、今回の周知方法として病院ホームページを 中心にしながら周知を図ってきたところでございます。あわせて道内の3医育学大学に対しま しては、作成しましたパンフレット等を配布する中で医大に在学している学生に利用を促して きました。また、この制度について報道機関に取り上げていただきましたことから、この制度 自体につきましては広く周知されているものと考えております。

反応といたしましては、初年度の21年度でありますが、予定していました2名について、市 立病院が将来的に求めている内科系を志望する道内出身者と道内にゆかりのある、いずれも本 州の医大生でありますが、2名を書類選考し、面接を経て、4月に1名、5月に1名、それぞ れ決定をさせていただき、貸し付けを開始したところでございます。また、ホームページ上で 貸付制度をお知らせしていますから、今年度の申し込み期限終了後におきましても道内外の高校生、医大生から6件程度問い合わせがあります。

この制度については、現在の医大生を取り巻く情勢等を考えますと、これからも関心を持っていただけるものと考えています。病院としましては、医師確保における将来展望を見据えながら対応をしていかなければならないものと考えております。

次に、看護師修学資金の貸付状況でありますが、今年度は新規の貸し付けが3名ございました。全体では、大学生3名、看護学生5名の計8名に貸し付けを行っているところです。また、 先ほども申し上げましたが、看護師確保が市立病院として急務でございますから、看護師の修 学資金について、医師看護師確保対策プロジェクトチームの中で検討していただき、今年の6 月から、これまで大学と看護学校でそれぞれ7万円、5万円となっていましたものを一律7万 円に引き上げていただいたところでございます。

更に、この制度を利用していくために、看護部長を中心としながら士別の翔雲高校を初めとし、名寄、旭川の高校にも出向いてまいりました。そこで進路担当の先生にもお会いをしながら、生徒へ士別市の修学資金制度を紹介をお願いしてきたところでございます。その効果もありまして、ここ数年この貸付制度利用者が減少したのでありますが、今年度につきましては既に平成22年度の進学予定者3名に貸付申請書をお渡しすることができていますし、電話問い合わせも2件ほどあります。平成22年度につきましては5名程度の利用者を確保できるものと考えております。今後、更に制度の周知を図りながら利用者の拡大を図り、看護師確保につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長(吉田博行君) それでは、私のほうから医師看護師確保対策のプロジェクトチームの活動状況についてでございますけれども、このプロジェクトチームにつきまして、やはり医師及び看護師の不足が病院の経営に大変な影響を与えていると、こういったことを踏まえた中で、やはり病院だけでなく市全体の取り組みとしまして、副市長を本部長にする中で院長あるいは副院長をそのメンバーに加えて、こういった医師看護師の確保対策ということで昨年10月にこういったものを立ち上げたところでございます。

そこで活動状況についてでありますけれども、平成20年度に100万円、そして21年度に110万円の予算を一般会計で措置する中でいろいろと活動してきたわけでございますけれども、20年度の具体的な活動状況につきましては、例えば市の広報紙に医師や看護師の募集広告を連続して掲載して市民の方々に周知する、あるいは市民からの情報提供を求めると、こういった考えの中で、例えばチラシを全戸配布する、あるいは情報を寄せていただいた内容、情報を市のほうに送っていただくということで封筒、こういったものにつきましても全戸配布したところでございます。

その結果でございますけれども、医師に関する情報につきましては19件、看護師に関する情

報については11件、市民の方々から寄せられました。ただ、医師の関係につきましては、なかなかこの確保にはつながらなかったわけでございますけれども、看護師につきましては2名が臨時職員として私どもの病院に来ていただきまして、更に2名について、ちょうど看護学生だったものですから、私どもの病院に採用と、こういったことにならないわけでありますので、今、現在もいろいろと情報のやりとり、こういったことをしているところでございます。更に、インターネットを活用して医師募集の広告掲載するとか、医師修学資金制度あるいは認定看護師に対しての100万円の資金を貸し出す制度、こういったものについてもいろいろこのプロジェクトチームの中で検討して3月に条例化を図ったところでございます。

それとあと21年度の活動状況でございますけれども、やはり医師不足よりも看護師不足が特に顕著になってきていると、こういったことを踏まえて、看護師確保対策に重点を置いていく中で、これまでよりもきめ細かく、例えば東北とか道央、道東地区の看護学校とか看護系大学、こういったところにもやはり求人案内に伺うとともに、ただいま答弁申し上げたとおりでございますけれども修学資金が5万円から7万円に引き上げておりますので、こういった優位性を例えば名寄、旭川、あるいは土別翔雲高校もそうでございますけれども、そういった学校に訪問して、ただいま答弁したとおり就職、進学、こういった先生にきちんと制度を説明する中で生徒に説明していただく、こういったことにも励んでおりますし、あと札幌、旭川、名寄での看護師の合同就職説明会、こういったものにも4回ほど出席しております。更に、8月でありますけれども、看護学生を主体に病院見学会、開催しました。私どもとしましては、たくさんの人数を看護学校に案内しておりますので、たくさんの人数の方々が来ていただけるかなと思っていたんですけれども、5名の、ちょっと私どもの予想よりも少ない5名の参加という中で病院見学会も開催してきたところでございます。更に、看護学生向けの情報紙にも求人広告掲載したり、ただいま話したとおり看護修学資金5万円から7万円引き上げたときにつきましてもこのプロジェクトの中で検討を図ってきたところでございます。

今後でございますけれども、やはり改めて市民の皆様に情報の提供を求めていく、こういった手法を再度とりたいのと、3月にも旭川で合同就職説明会が開かれます。まだ就職していない看護学生も昨年参加したときもおりますので、こういったものでまた改めて病院の看護師として確保を目指していくものと、あと看護師の募集案内パンフレットにつきましても新たにつくる中で、こういった看護師関係の携わっている業者の方々からいろいろお話聞きますと早くに看護学校送ったほうがより有利だと、こういったことも聞いておりますので、早期にパンフレットを作成して各看護学校にも行ってまいりたいと、このように考えています。

ただ、こうした活動をいろいろ行っているわけでございますけれども、現段階では私どもが望むような看護師確保にはなかなかつながっていないというのが実情でございます。11月28日、このつい何日か前の土曜日でございますけれども、看護師の職員採用試験を行ったところ、10名の募集枠に対して4名の受験しか来なかったということもあります。医師につきましては今年に入りまして3名の増員になっているわけでございますけれども、看護師につきましては昨

年の12月ときょうの12月1日比較いたしますと、全体で133名が123名ということで10名ほど減っております。今年度に入りましても8名が退職されていると、こういった状況であります。 このため休止病床の再開と、こういったものが大変難しい状況にあります。

病院としましても、例えば専門外来の開設とか内視鏡センターの拡充、あるいは人間ドックにつきましても新たなオプション検査を増やすなど収益確保対策を講じているところでございますけれども、なかなか増収には結びついていないと、こういった状況でございまして、経営的にやはり大変厳しい状況にあります。残された期間につきましても、残された期間の動向にもよるわけでございますけれども、このまま推移していくならば新たな不良債務の発生、こういったことも十分に考慮しなければならないと、こういった状況にございます。こうしたことからも、残された期間の中で、まだ5カ月もございますので、収益確保に全力を挙げていくとともに、不要不急の経費、これらについては支出を抑制する、こういった中で看護師あるいは医師の確保、こういったことに全力を挙げてまいりたいと、こういうふうに考えてございます。以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 今いろいろ御説明いただきましたように厳しい状況にはありますけれども、その辺の実績も上がっているということでありますので、ぜひ引き続いてその努力をお願いしたいということを申し上げて、私の質問全体を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長(谷口隆德君) 国忠崇史委員。

委員(国忠崇史君) 通告に従いまして総括質問を行います。

私の総括質問は大きく3つに分かれていますが、第1のテーマが労働問題、雇用問題について、順次答弁を求めたいと思います。

最初に、昨年度2008年度の世界というのを振り返ってみたときに、世界経済、改めて言うまでもないことかもしれませんが、私なりに振り返ってみますと、昨年9月のいわゆるサブプライムローンの破綻、リーマンブラザーズ証券というところの破綻をきっかけに、リーマンショックと言われてそれを引き金とした世界同時不況が起こり、まず金融業から製造業、輸出産業にも波及し多大な打撃を与えました。そして、日本においては、派遣切り、それから北海道からもたくさん自動車工場などに働きに行っていますけれども、期間工ですね、季節労働者、期間労働者の大量解雇など、日本国内においては雇用の更なる不安定化が生み出され、昨年末の東京日比谷公園における年越し派遣村、これは大きな反響を呼び起こしました。

それで、士別あるいは北海道の経済というのはもともと残念ながら低空飛行を続けていた状態だったんですが、道北の労働情勢も必ずしもよくはありませんでした。それで士別市においては、振り返ってみますれば、中半産業ですね、これは調べてみると一昨年度に女性を主とした従業員、まず解雇して、それで若干管理部門の方残っていましたけれども、昨年度、事実上閉鎖した。デイジー食品ですね、こちらも工場閉鎖があった。芳しくない事態が相次ぎまして、

それがやっぱり士別の労働問題を悪化させたということは記憶に新しいところです。働いてやっぱり生計を得る場がないと、ですからこのまちを出ていく、そういう連鎖が士別市の活気を 失わせていると思う次第です。

それで、ここから労働・雇用問題について5点ほどお伺いするんですが、1点目として、健康診断の問題を取り上げたいと思います。

士別市では、例年労働状況実態調査というのを行っていますが、私が拝見する限りでは、健康診断の実施についてちょっとデータが見当たらないなとは思っていたんですね。労働安全衛生法では事業所に常時使用する労働者が一人でもいる場合は最低年1回の健康診断を事業主に義務づけております。

大企業の場合は、これは健保組合による健診があったり、またもちろん市役所など官公署ですね、この場合共済組合、更に国保、国民健康保険加入者の場合は市の広報などで健診の案内があります。

それで、中小零細企業に働く人をカバーする健康保険が昨年度変わったんですね。かつては 政府管掌健康保険と呼んでいたんですが、昨年度から協会健保と、健康保険協会というところ に改組されました。この協会健保による健康診断や人間ドックというのがちょっと予約が大変 なところがあるんですよね。実情としては、予約すると男性は何曜日、女性は何曜日という形 で、この日にお願いしますと言われるんですが、結局は健診自体を受けていないという労働者 がいるのではないかと思われます。

士別市じゃなくて、小規模な町や村であれば町民健診、村民健診があって、どんな健康保険に入っていても等し並みに最低限の健診は受けられると、そういう町や村もあるんですけれども、士別市の場合はそれに該当するような最低限の、市民なら最低限のこの健診を受けられるというのがちょっと見当たらないのです。

それで、協会健保に加入している中小零細企業の従業員で、かつ40歳未満、この両方に該当する労働者というのはなかなか健康診断から縁遠いんじゃないかと思っているんですよね。市としてはどの程度そのあたりの実態を把握されているのかということを、まずこの労働問題の1点目としてお伺いしたいと思います。

委員長(谷口隆德君) 高木商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹(高木守昭君) 市では、協会健保に係るデータがないということから、協会健保北海道支部に問い合わせたところ、本市の加入事業所数は247事業所で被保険者数は2,130人ということでございます。

また、協会健保としては、35歳から75歳までを対象に健康診断の助成しておりますが、士別の事業所だけの受診人数等については把握していないとのことであります。

そこで、本市において協会健保が指定している検査機関が成人病健診センター 1 カ所ということで、平成21年11月末現在の市内在住の受診者総数は569人で、そのうち35歳から40歳未満の方は85人となっております。

協会健保に加入している方々の年齢構成の把握については困難なことと、また士別以外の医療機関でも受診が可能ということから、あくまでも推測でありますが全体の受診率から見ますと40歳未満の方々の受診率はそう高くないと予想され、更に市としては事業所における健康診断の実施状況について把握していないというところでございます。このため、労働者が心身ともに健康で安心して働けるような職場環境づくりは、労働者本人はもとより事業主にとっても大変重要なことと考えておりますので、市として、今後、名寄労働基準監督署と連携し受診の啓蒙を図るとともに事業所における健康診断の実施についての調査を労働状況実態調査の中で、本年度は現在回収中ということでありますので、22年度からの調査が実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) ぜひ次の労働状況実態調査から健診についてのデータをとっていただきた いと思います。

それで、ある新聞記事を見ますと、北海道の労働者の健康診断についてですけれども、何らかの異常が認められる割合が年々増えているんですよね。最近は糖尿病だとかの基準が非常に厳しくなっている、高血糖だとかいうことで糖尿病じゃないかとかという基準が厳しくなっているという点もあるんですが、最悪の状態だと。有所見率というんですが、これが昨年度に行った道内事業所の中での有所見率が過去最高の54.3%というデータがあります。

この定期健診で異常が認められた場合には、要所見の場合は、実は北海道に相談拠点が17カ 所にあるということなんです。地域産業保健センターが全道17カ所に開設されていると。地域 の医師会が国からの委託を受けて運営、産業医の資格を持った医師に無料で相談できる。対象 は労働者50人未満の小規模事業主とそこで働く従業員ということですね。

これ、士別の場合、最寄りの地域産業保健センターがどこにあって、士別市内の保健医療機関との提携ぶりですね、どの程度連携しているのでしょうかということについて、ちょっと関連してお聞きします。

委員長(谷口隆德君) 高木主幹。

商工労働観光課主幹(高木守昭君) 国では労働者数が50人以上の事業所に対し、産業医を選定し労働者の健康管理を行わせるということを義務づけておりますが、ただいまお話しのように50人以下の事業所については産業医の選定義務がないことや、経済的理由などで医師と契約して行う労働者に対する健康指導や相談などの保健サービスを提供するのが困難であり、このためこれらの事業所に働く労働者に対する保健サービスを充実させることを目的として、地域産業保健センターが設けられ、国は地域の医師会に委託し無料で相談指導業務を行っているところであります。

士別市の最寄りのセンターについては、名寄市に設置されており、上川北部医師会がこれらの業務を受託しておりまして、上川北部医師会の会員医療機関が定期的に健康相談窓口の開設 や指導訪問を希望する事業所への医師の派遣、更には産業医、労働衛生コンサルタントなどの 情報を提供しております。

本市においては、鍋島医院、寺田医院、船津医院、松塚医院の4つの医療機関がそれぞれ年 2回ずつ定期的に健康相談窓口を開設しており、健康診断結果に基づいた健康管理や生活習慣 病、職業病の予防などの相談指導業も行っているところでございます。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 医師不足でもありますから、なるべく絵にかいたもちにならないようにしっかりと、健康診断で異常があった場合はこういう二次窓口があるんだということを周知もしてやっていっていただきたいと、このように思う次第です。

北海道労働局安全衛生課の話として、新聞記事ですけれども、道内では健診で異常が認められながら対策をとらず悪化させる例が多いと、だから事業主も、また社員の本人も管理を徹底してくれということですから、北海道労働局もそういう話ししていますので、ぜひこの点、頑張って健康診断の徹底を図っていってほしいと思います。

また、市長マニフェストでも、人間ドックなどを中心にやっぱり外からも人を呼んで、道外企業に人間ドック指定してもらうということもあります。そういう目標もありますので、道外から呼ぶけれども市民の健康診断が受けられていないということはちょっと本末転倒でもありますので、頑張っていきたいと思います。

それで2点目として、育児休業の取得についてお伺いしたいと思います。

昨年度の平成20年度労働状況実態調査報告書によると、育児休業の存在する事業所が4割と、中でも金融保険業が100%育児休業存在しているということなんですね。調査時点から過去1年間で育休を取得した労働者が人数ベースで35人ということです。

取得数は把握していても取得率の統計はないかと思いますけれども、今、次世代育成支援対策推進法ってちょっと言いにくい法律がありまして、これで2年後の2011年春までに少子化対策の行動計画を企業ごとに作成する必要が盛り込まれているんですね。その中に必ず育児休業を社員にとらせるという項目もありますので、取得率は今後上がっていくことと思うんですよね。

また、先ほどの伊藤隆雄委員の最後のところにもちょっとつながるんですけれども、たとえ 看護師を病院で確保しても、やっぱり育児休業とか整っていないと定着につながっていかない と思うんですよね。この分野、例えば公立学校の先生だったら3年間フルに育児休業取得でき ていたり、同じ公務員でもやっぱり、私の聞くところによると桜丘荘だとか、もちろん市立病 院だとか、やっぱり介護・医療系だと本当1年とれるかどうかみたいなところがあって、先ほ ど申し上げましたけれども育休の存在する民間事業所が4割ということですから6割の事業所 は育休の制度すらないということになっていて、これちょっと官民格差も大きいし公務員の中 での格差も大きいということになってしまうんですね。

ですから、このままやっぱり育児休業の問題は市としても放置しないで、士別市内の事業所における育児休業普及の経年変化といったデータをまず御紹介いただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

委員長(谷口隆德君) 高木主幹。

商工労働観光課主幹(高木守昭君) 育児休業については、毎年実施しております労働状況実態調査により市内事業所の導入状況を調査しており、本休暇制度の調査を開始した平成13年の導入率は33.8%であり、本休業制度で取得した人数の調査を開始した3年前の18年の導入率は36%、取得人数は21人、19年は40.5%、34人、20年は40.4%、35人となっております。

年ごとの回収率が異なりますので単純に比較はできないと思いますが、導入率、取得率とも徐々にありますが増加している状況にあります。しかしながら、委員お話しのように事業所の6割が本制度を設けていないということから、さきの第3回定例会の柿崎議員の一般質問にお答えしたとおり、制度の周知はもとより、未導入の企業についてはどのような課題があって導入に至っていないなどを調査・分析し本制度の導入促進を図ってまいりたいと考えております。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩といたします。

(午前11時57分休憩) (午後 1時30分再開)

委員長(谷口隆德君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。国忠委員。

委員(国忠崇史君) 午前中は私の第1のテーマ、労働問題、雇用問題の2つ目ですね、育児休業の取得率等についてお伺いしました。御答弁を得たところで休憩に入っていたわけですが、とにかく北海道労働局の雇用均等室森本頼子室長の談話としても、道内は子育てしながら頑張る先輩が少なく出産を機にやめる女性が多いと、出産後も働きやすい社内の環境づくりに理解を示さない企業が目立つと指摘しております。やはりここら辺、育児休業とりやすいように育児休業制度の普及には特に留意して市としても進めていただきたいと思います。

午後、3番目の問題、最低賃金とワーキングプアの問題についてお話ししてお伺いしたいと 思います。

現在、北海道の最低賃金というのは覚えやすい数字ですね、678円です。調べましたところ、これ1989年、平成で言うと元年ですね、バブルの真っ盛りのころで472円だったんですね。だんだんと上がってきて、今、昨年度の決算についてやっていますから、2008年の春の段階で654円と、それが昨年秋に13円引き上げられて667円になったんですね。13円の引き上げ幅というのは結構大きい。年度ごとの引き上げ額としては大きいんですね。今年度は引き上げ額が11円だったわけですから13円上がったと。

もとから、実は北海道の最低賃金水準は生活保護以下だということをずっと言われていたんですね。こういうのは逆転現象というんですが、生活保護水準を去年の段階で47円下回ってい

るという計算が、これは厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会というところで出てきているんですね。最も生活保護水準との差が大きいのは神奈川県で66円の差がある。次が東京60円、次が北海道3番目となっていまして47円ということで、最低賃金で働くと生活保護を受けたほうがまだましだと、いわばそういうことになってしまうんですね。

実際、昨年度の労働状況実態調査を拝見しますと、平均の賃金としてはもっと700円台以上いくということなんですが、私、実は最近、士別に進出してきたある激安の服を、子供服だとかを売る店が、チェーン店があるんですけれども、そういうところの求人なんか見ていますとやっぱり最低賃金ぎりぎりなんですね。600円台の求人がごろごろしていると。そこにやっぱり生活の不安定な、安定しない女性の方、シングルマザーの方が応募して、なおかつパートでかなり不規則な時間働かざるを得ないと。それで保育園なんかも預けるときにちょっと無理を言って不規則な時間に預けているという例がやっぱりあるんですね。

それを見ますと、やはり最低賃金、これ年度ごと見直して上がってはきているんですけれども、パートタイムで働く市民の生活に何かいい意味での変化があったのかどうかということを市として把握しているかどうか、ちょっとお聞きしたいんですね。ちょっと難しい質問かもしれませんが、とにかく最低賃金毎年上がっていますが、それによって何かここはこういうふうに改善したんではないかということがありましたらよろしくお願いします。

## 委員長(谷口降德君) 高木主幹。

商工労働観光課主幹(高木守昭君) 本市事業所におけるパートタイムの賃金については、委員お話しのように毎年労働状況実態調査によって実施しております。20年度調査の事務系、技術系、労務系とあるんですが、まずその平均時給額は792円と、5年前の16年の調査額753円と比較しますと39円、また3年前の18年調査額772円と比較しても20円、それぞれ増加しております。調査時のこの間の最低賃金の改正に伴う増加額については5年前と比較して17円、3年前と比較して13円でありましたことから、パートタイム労働者の賃金増加額は最低賃金の改正増加額より上回っておりまして、市内のパートタイム労働者の時給額は最低賃金の改正と連動いたしまして着実に増加しているんじゃないかと考えております。

#### 委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) そういうわけで、最低賃金の上昇に応じて士別での市内でのパートタイム 就労にしてもよりよい条件で労働者が働けるように、今後とも監視あるいは統計をしっかりと ってやっていっていただきたいと思います。

それで、それに関連しますが、4番目、指定管理者制度の中での雇用問題なんですが、これは議会でも何度か、指定管理者制度とその中の雇用ということについては取り上げられているとは思うんですが、ちょっと復習しますと、これは地方自治法改正で指定管理者制度というのができたんですね。それができたのが6年前、ここに2003年と書いてありますね。その指定の期間は3年から5年が多いと。

総務省が最初に通知した中では、指定管理者制度の目的として、市民サービス向上というの

がもちろん一つありますね。きめ細かいサービスができる場合が多いということですね。市の 直営事業としてやるよりも民間の熟達した組織がサービスを行ったほうがいいんではないか。

もう一つは経費節減というのがあったんですね。やはり経費節減というのがあったから、どうしても指定管理者制度の中で労働者の雇用というのはいわば経費の中に当然含まれますので余り重視されていなかったという趨勢があります。やはり私が見ている中では、近場の例じゃないですけれども、東京の新宿区の児童館なんかを指定管理者制度にして、そうするとスタッフが何と1年間の間に2回も総取っかえになっていると。もうここにはいられないと退職してしまって、2回も年間のうちに児童館のスタッフが変わってしまって、小学生とそれから保護者の皆さんが非常に不安を覚えているという事例を聞いております。

やはり指定管理者制度、士別でも取り入れておりますが、その中で雇用問題というのが発生 しているのかどうかということをまず総論的にお聞きしたいと思います。よろしくお願いしま す。

委員長(谷口隆德君) 浅利総務課主幹。

総務課主幹(浅利知充君) 指定管理者制度の雇用問題についてでございますが、本州の都市部などにおきましては、市の施設を直営から指定管理者制度に移行するときに複数業者による競争で事業選定をした場合に臨時パート職員等の雇いどめ問題などが持ち上がっているということは聞いているところでありますが、本市の場合、施設の性格やこれまでの実績を評価いたしまして、18年の指定管理移行時には公募をせずに従来の委託業者がそのまま指定管理者に移行しておりますし、21年の更新時においても委託料の積算において人件費については十分確保しておりますので、そのような事案はなく雇用は継続されておるものであります。

また、市の指導監督の部分では、指定管理者が申請時に提出する事業計画、それから年度ごとの事業実績の検証も行っているところであります。

以上であります。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) まさにお答えになったとおりで、士別の場合は直営事業をそのまま民間、 いわば言葉は悪いですけれども丸投げしたという事例は今のところ存在していないということ で、やはりこのまま丸投げはなしでいきたいと思うんですよね。

先ほど総務省の通知で、最初、経費節減という目的が盛り込まれていたと申し上げたんですけれども、これも昨年度6月に指定管理料については適切な積算を行うように総務省のほうから通知が来ていると思いますので、ぜひ雇用のことを重視して今後とも適切な積算を行い、やっていってほしいというように思います。

では、引き続きまして雇用の5番目、新規高卒者の就職状況と第2新卒問題についてお話し したいと思います。

去年の3月に士別翔雲高校、士別東高校の両校を卒業した方の就職状況について実績をとりまとめた数字があると思いますので、お伺いします。就職を希望した人数、それから就職率、

内定率ですね、それから就職先の産業分類、それから就職した地域別など、データございましたら、ぜひお願いいたします。

委員長(谷口隆德君) 高木主幹。

商工労働観光課主幹(高木守昭君) 平成20年3月に市内の高等学校を卒業された生徒の就職状況については、平成20年4月末現在で最終調査を実施しております。就職希望者数は男女合わせて48人で、就職希望地別では市内が25人、道内が21人、道外が2人となっております。このうち就職決定者は43人で、就職地域別では、市内が21人、道内が20人、道外が2人で、就職率は89.6%となっております。また、就職先の産業分類別については、高等学校に今照会したところ、製造業には15人、サービス業には13人、小売業には4人、福祉関係には2人、農林業には1人、公務員が4人で、更に、業種がわかりませんが、事務職として採用された方が4名ということでございます。

なお、この時点においての就職未決定者5人については、就職活動のための運転免許の取得 や職業訓練を受講しており、今後、ハローワークと連携し、就職活動を進めていくということ を確認しているところでございます。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 今、データを御紹介いただきましたとおりで、就職のほう、非常に市内2 高校とも頑張って力を入れていまして、特に私、日々、士別東高校の教職員の方々の取り組み に注目しているんですけれども、総合学習での実践を報告会を開いたり、非常に熱心な教育活 動をしておられることにとても感心していました。

やはりこれから就職にしっかりと結びつけていけるように、周りも市民も挙げてバックアップしていけるようにしていきたいと私の思いも込めまして申し上げる次第です。

それでちょっと話題を変えますが、今、若者が弱者になっているといいますか、例えば高度 成長期であれば、もう若者は金の卵だったんですね。私、この議場の中では若いほうだと思いますけれども、私の学生時代を思い出しても、ちょうどバブルの時期で就職は引く手あまただったんですね。私の場合はちょっと、だらだらと留年して時期を逃してしまったんですが、冗談はさておいて、今、非常に若者がある意味、就職という意味では弱者に転落しているんではないかと思うんです。

よく第2新卒という言葉を聞いたことがあると思うんです。第2新卒というのは定義を調べますと、1回就職しても3年以内に退社してしまう、これ割合が七五三と言われていまして、中卒で就職すると7割3年以内にやめる。高卒だと5割、大卒だと、もう皆さんおわかりだと思いますけれども、七五三ですから3割が3年以内にやめてしまうということですね。

だから、先ほどいただいたデータで就職率8割以上ということで出てきたんですけれども、 やっぱり3年以内にやめてしまう方もかなりいらっしゃると思うんですね。せっかく就職して も思ったとおりの環境と違う、あるいは待遇などに企業側の誇大宣伝がある。もしくは自分の 適性に合わないという理由でやっぱりやめてしまうという現象あると思うんです。 もちろん我々大人からしたら、本人の甘えだろう、嫌な言葉ですけれども自己責任だという ふうに切り捨ててしまわれる部分もあるかもしれないですけれども、でもよく考えてみると 1 度目の就職というのは学校の就職課がバックアップしてくれるんですよね。やっぱり第 2 新卒 になって全く社会の荒波にほうり出されると、そうするともうハローワークしかないんですけれども、ハローワークではまた全く一般の求職者と同様に扱われるということで、第 2 新卒の 人たちというのはまだやっぱり社会経験未熟ですから、こういうときは雇用保険だとかそれから自分の健康保険どうするとか年金どうしたとかという知識が働かない可能性が高いので、や はり怪しげな求人に飛びついてしまったりすることも多いと思うんですね。私の言葉で言うと、やっぱり制度の谷間にほうり出されるという部分あると思うんですよね。

ですから、やはり谷間にほうり出されるぐらいならば、何かふるさとの役所としてできることがあるんではないかと。士別の高校を出て就職したけれども、札幌や東京でやむなく第2新卒になってしまったら、ちょっと思い出してくれと。士別の市役所、あなたのふるさとの市役所に来れば相談ぐらいには乗ってあげるからという配慮はしていいのじゃないかと思うんですよね。

ですから、この点、何か昨年度取り組んだこととか、あるいはこれからできそうなことありましたら御答弁いただきたいなと思っている次第です。よろしくお願いします。

委員長(谷口降德君) 伊藤経済部長。

経済部長(伊藤 暁君) 第2新卒の対応についてお答えをいたします。

今、委員お話しがありましたとおり、近年は就職後1年以内に仕事をやめてしまうという方が増加傾向にありますし、高校卒業して3年以内にやめるという方は今お話しもありましたがやか5割に達するんではないかというようなお話しもございます。

そこで北海道では、こうした方々、おおむね35歳以下の方を対象にして、ハローワークより もより気軽に相談ができるという施設として民間企業や団体が運営するジョブカフェというの を平成16年7月から、旭川も含めて全道6カ所に開設をして、セミナーとか求人情報の検索 等々、就職支援を行っているところでございます。

お話しのありました士別の対応でございますが、仮に市内の高校を卒業された方、あるいは 市内に在住している方がやむなくこういう状況に陥った場合にどう対応するのかということで ございますが、卒業した学校では既に新3年生の就職活動に対応している。また、求人も新卒 者中心の募集になっておりますから、学校で対応するというのは非常に難しいんではないかと いうふうに思われます。そこで、残念ながらそういう第2新卒というような方については、ま だまだ経験も浅いですし大きな不安を抱いているだろうというふうに思います。

市といたしましては、まずそういう方がいらっしゃいましたら、本人の意向を確かめながら 出身の高校の担任の先生あるいは進路指導の先生とも連絡を密にしながら、ハローワークとも 連携をとりながら、まずその人方の相談を受ける体制を構築をしながら対応していきたいとい うふうに考えております。 委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 実はそういったわけでセーフティーネットというのも余り私はこれで十分とは思いませんが、若干用意されていまして、今、経済部長のほうで答弁いただきましたジョブカフェ、あるいはここにパンフレットありますけれども、あさひかわ若者サポートステーションというのが例えばこれは民間の団体がやっているんですけれども買い物公園の中にあったり、東光の図書館の隣にあったり、あるいは若者自立塾といいまして、ニートなどの若者に合宿型の施設で就労体験をしてもらう事業というのがありまして、これは北海道では後志管内の余市町ビバハウスというところですね、北西余市高校の先生をやっていた安達さんという方がやっていらっしゃるところなんですけれども、こういったものが厚生労働省の補助金でやっていたんですが、実は昨年度の利用者がわずか全国で490人しか若者自立塾がいなかったので、今回の話題の事業仕分けでばっさりと廃止になってしまったんですよね。

ということで、まずやっぱり第2新卒になった人が尾羽うち枯らしてふるさとに帰ってきたときに、役所のここに行けばあなたの話聞きますよと、まずそれだけ、窓口だけでも用意して話を聞いてあげるという態勢をぜひとっていただきたいと思っております。

では、雇用・労働問題についてはこれで終わらせていただいて、次、学校教育と教育予算の 話に入らせていただきます。

北海道の学力は残念ながら、北海道の小中学生の学力は残念ながら低いほうだと言われていますが、いろんな要因があって、テレビの視聴時間、ゲームをやっている時間が長いとか、いるんな要因挙げられています。

いろいる士別の学校の教育を拝見していて、小中学校すべてで朝読書というのに取り組んでいると。確かに読書の習慣づけというのはとても重要でして、テレビとかにかわってやはり活字を読んで国語力をつける、それからいろんな社会でも数学でもそうなんですけれども、やはり論理的な思考を養うにはまず本なり、新聞でもいいんですけれども、まず字を読んで、そして自分でも言いたいことを表現していくという国語力の訓練がとても重要だと思いますね。それを保障するのは学校図書館の役割が結構大きいと思うんですよね。

まず、学校図書館についてなんですけれども、士別市の司書教諭ですね、これ昨年度現在でいいので司書教諭の配置状況についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長(谷口隆徳君) 石川教育部次長。

教育部次長(石川 誠君) お答えをいたします。

本市小中学校17校ございますけれども、この中で学校図書館司書教諭につきましては、士別小学校、南小学校、南中学校の3校に学校図書館司書教諭を配置しているところございます。 以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 17校中3校に司書教諭配置されているということで、やっぱり配置されているところは学校図書室の整備等、そして子供がアクセスしやすい図書室ということに近づい

ているんではないかと思うんですけれども、今後どう配置していくかについての考え方ございましたらよろしくお答えください。

委員長(谷口隆德君) 石川次長。

教育部次長(石川 誠君) お答えいたします。

まず、学校図書館司書教諭の法令的な考え方でございますけれども、基本的にはすべての学校にその資格を持つ学校の先生が配置されることが望ましいのは言うまでもございません。ただ、学級数が11を下回る学校につきましては、これは司書教諭につきましては置かないことができるというようなことになってございます。当然私ども多くの学校を有しているわけでございますので、それぞれの学校におきまして図書室なるものがすべての学校において設置されているわけでございますので、必然的に学校図書館司書教諭というのをすべての学校において配置されることが求められるというふうには考えてございます。

学校の司書教諭の役割というのは、今、委員のほうからもお話しございましたように読書に親しんで、そういった本を読むということが学力の向上につながるということでもございますので、そういった先生方の果たす役割というのは非常に大きいものがあるんだろうというふうに思っております。

しかしながら、現在、学校の先生方が学校図書館司書教諭という資格を有していて学校の先生になられるという方というのが余り多うございません。したがいまして、これら学校の配置におきましても私ども図書館司書教諭、図書室の学校図書教諭の配置に対しては非常に苦慮しているという現状にございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 今るる御答弁いただいたとおりなんですが、一つ、稚内市の例ですけれど も紹介いたします。

27日付の道新に載ったんですけれども、稚内市の教育委員会は3年前、2006年ですね、文部科学省の学校図書館支援センター推進事業に応募して、道内で唯一選ばれた。これは司書教諭ではなくて、その補助金を使って市内5小学校の図書館に協力員というのを配置したということですね。これはそのまた協力員を公募して、そこに主婦の方たちを非常勤職員として任命して、何をやっているかというと私が注目したのは、手づくりのポップでお勧めの本を紹介すると書いてあるんですけれども、これ手づくりのポップって旭山動物園なんかでちょっと色画用紙にいろいろこの動物の特徴はどうのこうのと書いて動物園の職員がやって、そしてそれがまた特徴あるということで動物園人気の一面でもあるんですけれども、ですからこの本はベストセラーだとか、この本はいいよとかというような一口メモみたいなものを学校図書館の中に配置して、そして子供たちが気軽に本を手にしやすいように工夫していると、そういうことを稚内の学校でやっているんですね。そうすると協力員の配置後、稚内東小学校では子供たちの読書量が大幅に増加した。これは06年度の約2倍で、07年度からも約3,000冊増えて1万2,454冊

というふうに書いてあります。

これは、やっぱり学校図書館というのもちょっと一工夫すれば、本当にそこに子供たちが出入りして、それこそ本の虫になって、授業が始まっても図書室から帰ってこないというようなことはちょっと問題かもしれないですけれども、本を非常に読む子供になると。そしてやっぱり論理的思考力つけていくという可能性を持った事業でもあると思うんですね。

そんなわけで、翻ってですけれども、士別市の学校図書室の利用状況といったところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長(谷口隆德君) 石川次長。

教育部次長(石川 誠君) お答えいたします。

まず、それぞれ学校によってそれらの利用の状況というのは違うかと思いますが、おしなべてお話し申し上げますならば、まず子供たちが好きな本を読むということでその学校図書室を利用しているということは申し上げるまでもないことでございます。

あわせまして、小学校、中学校の部分で、先ほど委員のほうからも御紹介ありましたように 朝読書というものを本市の学校、全学校におきまして取り組みをしているということで、そう いった意味からすると学校におけます図書の利用というのは非常に効果が上がっているものと いうふうには考えてございます。

ただ、全体として、じゃ学校図書室の貸し出し数ということで考えますと、必ずしも多くの活用がされているとは言いがたいのではないかというようなことでございます。ちなみに先般調査した結果におきましても、例えば大きな学校でございます南中学校等々におきましては1日平均2~3冊が借りられていて、1月大体30~40ぐらいの冊数が子供たちが借りていっているというような状況だということでお聞きしている状況でございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 貸し出し量がすべての指標ではないんですけれども、やっぱり士別の学校の図書室、もう少し活性化していく方策をぜひ考えて、士別の子供をもっともっと本好きにしていく。それから、よく調べ学習と言いますけれども、調べ物をするときにちゃんと図書館、図書室を活用して、結局自分の調べたい情報にどうアクセスするかというのを勉強するのもまた大事なことですから、それはもう将来、例えば私たちみたいに議員になったりしてもやはり生きてくる勉強です。何か調べたいときにやっぱり自分でアクセスできるというような力をぜひ養っていけるような方向で、これからも学校図書室活用していっていただきたいと思います。

それで、学校図書室の問題の4番目として、私は放課後活用ということを挙げたいと思います。これはちょっとこれから放課後子どもプランということで、これから放課後、学校の余裕教室を使っていくということありますけれども、図書室も大いに活用すべきだというふうに思っていますが、これから放課後、学校図書室を活用するに当たっての問題とそれから方向性について御答弁いただきたく思います。お願いします。

委員長(谷口隆德君) 石川次長。

教育部次長(石川 誠君) お答えいたします。

まず基本的に学校図書室の子供たちの利用につきましては、お昼時間と放課後ということで ほぼ限定されるのではなかろうかというふうに思います。

今お尋ねの放課後の関係でございますが、冒頭委員のほうからも御紹介ありましたように例えば学校における協力員の配置、稚内の例をお示しをされましてお話しがございましたけれども、そういう形で、今学校の先生は非常に忙しゅうございます。そういった中で、なかなかそういった貸し出しの手続を行うだとかという部分が難しいというお話もお聞きしておりますので、そういった協力員の配置なんていうのも一つの御提案として受けとめたいと思いますが、それよりも何よりも、まずは学校図書室の図書の整備ということが私はあるんではなかろうかというふうに考えてございます。

そこで、本市におきましては学校図書室の図書の整備、子供たちは何を読みたいのか、例えば調べ学習でどういった書籍が必要なのかということにつきましては市立図書館との連携を図りながら学校の先生方と会議を開いて、子供たちが求めている図書については優先的に購入する、それをレファレンスする、そういった形の連携を強化してその整備に当たっているということでございます。

ただ、放課後時間の活用につきましては、先ほども申し上げましたように先生方がその時間 帯ずっとつきっきりで児童生徒の対応に当たるというのがなかなか難しいという学校もお聞き してございますので、そういったある程度その子供たちの需要に応じた形でもって学校図書室 が運営されるように今後とも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 非常に今の御答弁にあったとおり、学校の先生はもう本当に忙しくて、いるんな調査だとか、それから保護者対応、子供との対応、全部含めて今の学校の先生というのは本当に忙しいと思うんですね。そんな中で日本の教育費の公的支出というのがOECDの調査、経済協力開発機構の加盟国28カ国中、比率としたらもう27位ということで非常に低いと。

ですから、やっぱりここは政治の力も必要ですから、ぜひ私としてもこの問題に注目して、 今後図書の整備、それから放課後、少年団なんかで協力されている保護者の方、結構おられま すけれども、非常にありがたいことですが、図書室のほうも、もし協力していただける方いれ ばやっていくというふうな形で、何とか子供たちの図書室利用環境、本に親しむ環境を整備し ていこうではありませんか。よろしくお願いします。

それでは、最後のテーマに入ります。

最後のテーマですが、子育て支援と公共施設活用についてお話しします。

民間の事業者とか市民団体、NPO団体が子育て支援活動を実施するに当たって、やっぱり 公共施設の一角を使うことは安定的な運営にも欠かせないことなんですね。やっぱり家賃だと か賃貸料でほとんど事業費持っていかれるということでは困りますので、市としても場所を提供するということは大事だと思います。

3年前、士別市生涯学習情報センターいぶきの2階につどいの広場「きら」がオープンして3年半たちました。たまたま私、開設の経緯なんかにもちょっと知ってはおりますが、最初その場所をどこにするか、あるいは果たしてこの士別でこういう、それまで都市部であったつどいの広場というものを視察しても、人口2万少々の士別で利用者、平日に来るんだろうかと私も思っていたんですよね。ところがやっぱりこれ、ふたをあけてみたらびっくりですね、それまで孤立して子育てして親子、いわゆる母子カプセルなんて最近は言われますけれども、孤立して子育てしていた人だとか、やっぱりこういう場を求めていたよと。そしてそこで0~3歳児とそのママたちが主に、パパもいますけれども、ママたちが続々と集まってきて、私も大変驚いたんですね。

よく保育園ができたり、それから「きら」のような子育てサービスができると、需要掘り起こし効果というんですけれども、これがあるとしばしば言われます。待機児がいて、待機児がいるから保育園つくったんだけれども、それ以上に、待機していた以上に園児が集まるなんていう例がよく都市部で報告されていますけれども、まさに需要掘り起こしの典型的な例が「きら」だったと思うんですよね。

年次としては昨年度が第3年度になった「きら」の利用状況についてお伺いしたいと思います。開設日数とか開設時間数、利用した延べの人数等、データございましたら御答弁お願いします。

委員長(谷口隆德君) 大西児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹(大西荘一君) それではお答えいたします。

つどいの広場「きら」の平成20年度の実施状況について申し上げます。

まず、開設日数並びに開設時間でございますが、開館日が祝日等を除きまして毎週火曜日から土曜日までの5日間、時間は10時から15時までとなっております。年間にいたしますと245日でございまして、時間は1,225日の開設となってございます。

次に、利用延べ人数でございますけれども、登録が646名ございまして、親と子供の合算の数値で申し上げますと年間7,138人、親子の組数では3,278組の利用でございまして、1日の平均で申しますと29.1人で13.4組となってございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 今、お手元にデータあるかどうかあれですけれども、開設時から経年で見て昨年度が3年目ということを申し上げましたけれども、これ増えていますよね。よろしいでしょうか。御答弁よろしいですか。

委員長(谷口隆德君) 大西主幹。

児童家庭課主幹(大西荘一君) 参加の組数で申し上げますと、平成19年度が10.7組ございまし

て、これが年々増えてございます。平成20年度で13.4組ということでございますので3組ほど増えてございまして、平成18年度からの年間の参加組数を申し上げますが、平成18年度が2,743組ございまして、平成19年度が2,603組、そして平成20年度がぐんと上がりまして3,278組というふうになってございます。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) ありがとうございます。

やはり年を追うごとに利用組数が増えているというか、2年目がちょっと前年と同じような感じだったですけれども、昨年度にぐんとはね上がったと今おっしゃったとおりですね。やっぱり周知、「きら」があるよと周知されていると、もう本当にたくさんの方が利用されるという状況だと思います。

ちょっと質問の角度を変えますが、この項目の冒頭で申し上げたとおり孤立した子育ではやっぱりしたくないと。やっぱり何か交流を求めているという方、親と子が多いということですよね。その意味で私が思うには、利用者のニーズとしてどうなのかとは思いますが、飲食スペース、軽い飲食スペースがあったらどうかということを考えておりまして、当然今の「きら」については生涯学習センターの中にあるので市立図書館と同居しているわけですね。図書館とそういった子育てのつどいの広場がある、その場所にちょっとした飲食スペースがあるのは、これはどうなのかなということでお聞きしたいと思うんですよね。そこら辺まとめますと飲食コーナーのスペースがあってもいいのではと。図書館利用者のニーズとの関連で考えた場合は更にどうなるかということについて御答弁いただきたいと思います。

委員長(谷口隆德君) 那須生涯学習課長。

生涯学習課長(那須政士君) 私のほうからお答えいたします。

実は平成17年3月予算委員会におきまして、ただいま御質問のございました飲食の関係、生涯学習情報センターの中に喫茶店ぐらいはあってもいいんじゃないかということで斉藤議員のほうから質問がございまして、喫茶店の設置につきましてはいろいろ設備投資もかかるということで難しいというお答えをさせていただきました。また、生涯学習センター開設検討前の中で地域振興の観点からも周辺の商店街を利用していただくことが望ましいということがございまして、現段階におきましては自動販売機を1階に設置しているのみでございますけれども、今お話のありました本当に喫茶店という規模ではなくて軽い軽食程度というお話ですが、あそこで調理するのではなくて、できたものを持ち込んで販売をするという形になりますとちょっと話が変わってまいりまして、御存じのように生涯学習情報センターにつきましては図書館のスペース以外の1階、2階、地階の各スペースにおきましては自由に集っていただいて団らんできる場所ということで提供をしておりますし、飲食もしてはいけないという制限は一切しておりません。ただ後片づけだけをきちんとしていただければ食べていただいても飲んでいただいても結構ですというふうな対応しておりますので、飲食のための場所の確保につきましては問題はないと思いますけれども、販売行為が伴ってまいりますので、関係部局含めまして協

議させていただく必要が生じると思いますので、御理解をいただきたいと思います。 以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) ありがとうございます。

確かに4年前の3月に予算委員会総括質問で斉藤 昇議員が中での飲食スペースがあってもいいのではということをおっしゃっています。その質問以降に「きら」がオープンして、非常に多くの利用があるということでやっぱり出入りする人も増えているわけですので、ぜひここは検討いただきたいと思います。

やはり私思うところ言いますと、インターネットで「図書館、カフェ」というふうに検索すると、今とてもたくさん出てくるんですよね。ちなみに新潟県立、それから佐賀市立、東京都立中央図書館、大阪府枚方中央図書館、東京都北区中央図書館、こういったところにカフェありまして、また、より小規模な市町村にあるカフェも含めますと、今かなり増加傾向にあると思われます。

運営主体調べますと、道立旭川美術館なんかはボランティア団体がやっていますけれども、 やっぱり障害者団体がカフェをやっているという例がかなり拝見できるんですよね。考えてみますと隣町の絵本の館でも西原学園さんが飲食スペースやっていますので、士別においてはつくも園の運営法人が国道沿いの空き店舗を利用してレストラン経営されていますけれども、 やっぱり苦労も多いと思います。公共施設に入っても経営的にも確実にうまくいくとは私も思っていませんが、やはりまちづくりの中心にこういったハンディキャップをしょった方を置いて、いてもらって、やはりその人が立ち働いているというのを皆さん見て、皆さんの励みにもなるし、また、それはハンディキャップを持った人の励みにもなるんですよね。そういったことを強調しまして、総括質問の締めの言葉といたします。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

委員長(谷口隆德君) 斉藤 昇委員。

委員(斉藤 昇君) 通告に従って総括質問を行いたいと思います。

質問の第1番は、市役所に働く臨時職員でありますとかパート職員等の労働条件、前の質問にも市内で働く人たちの労働条件の問題が論議をされておりました。

一つには、20年度で市の職員が退職、あるいは中途採用で退職された方、更に20年度での市役所に対する新採用、これらの実態がどうなのかということと、そのことによってここ何年間かの臨時やパートの職員の数が、職員数は減っていると思うんだけれども、そのことによって臨時やパート職員が増えているのかどうか、ここら辺の実態からまず明らかにしていただきたいと思います。

委員長(谷口隆德君) 浅利主幹。

総務課主幹(浅利知充君) まず、職員数の推移でございますが、平成19年4月1日現在で職員 数は400人でありました。19年度中の退職者につきましては、定年で27人、自己都合で10人の 合計37人となっております。そして、20年度の新規採用者が18人おりましたことから差し引き 19人の減となりまして、20年4月1日現在では在職職員数は381人となったところであります。

次に、あわせまして臨時職員の推移についてでありますが、平成18年度の合計でいきますと、臨時職員、パート職員等を含めまして18年度は男80人、女242人の計322人でありましたが、19年度につきましては男78人、女240人の計318人となっております。そして、平成20年度になりますが、男87人、女243人の計330人となっております。中でも臨時的職員につきましては、18年が126人、19年、合わせましてですが115人、平成20年になりますと147人というふうに増えてございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 19年度から20年度を見ますと、職員はもう大幅に減少して差し引き19人の減員ですよね。伊藤委員の質問にもございましたけれども、人件費が相当数減ったということやら、それから18年から職員給与の削減なんかも行われてきて、職員数の減が財政に果たす役割も大きなものがあったと思うんだけれども、ということは職員が19人減ったと。今のお話では20年度は臨時職員が147人、前年度から見ますとこれで約32人ですか、増えているのが。19年度から見ると臨時職員だけでもこれだけ増えているし、それはパートなんかも含めても随分と増えていると思いますけれども、これは職員がそれだけ減になった分を全部穴埋めができたのかどうか。結局職員は19人減ったけれども、それだけ働く人々の労働時間でありますとかそういうところに大きなこの人員不足を来してしわ寄せが行っているんではないか、こう思うんだけれども、そこら辺はどんなふうにお考えでしょう。

委員長(谷口隆德君) 村上総務課長。

総務課長(村上正俊君) お答えいたします。

職員の退職に伴いましては、組織機構の見直し等含めまして機構を調整するというような中で対応している部分もございますし、一部民間委託等により対応しているところもございます。 現状といたしましては、現在の職員数で一定程度は対応可能な状況となっていると理解しております。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 民間委託によって、それでは19年、それから20年、民間委託によってどの 程度の職員が減ったんでしょう。

委員長(谷口隆德君) 村上課長。

総務課長(村上正俊君) お答えいたします。

車両管理関係で全面委託しておりますので、実質的に職員で2名、それから臨時職員1名、 非常勤1名はその部分で減っていると理解しております。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 私、職員の数ですね、これはいろんな行政改革なんかもやられたりするけれども、一時から見るとやっぱり相当減ってもございますよね。臨時職員もその点は職員数の減もあって増えているんだと思うけれども、私は今の雇用情勢、日本の中では派遣労働法なんかが1999年ですか、ここに出されて以来、大変な働く人々の環境というのは今までにないような事態を招いているわけです。だから、もう年越しの派遣村なんかができたり、いまだに派遣労働法の抜本改正がなされない中で、大企業は、結局は派遣といって使うけれども要らなくなったらすぐ首切ってしまう。こういうことが国会の中で随分改善はされたけれども、まだまだ続いているという状況であって、国会の論議を見ていても、この年末を控えてどれだけの失業者の対策が打てるだろうということが大きな話題にもなっているところだと思うんです。

私は、市も結局は職員の人件費、本採用だとお金がかかる、だから臨時職員を使ったり、安上がりのやっぱり労働力を確保する。そういう点では、賃金の額の問題、後で聞きますけれども、市役所自身がワーキングプアをつくったり、そういう働く人たちの労働条件を悪くしていくような。やはり会社でありますとか、あるいは地方公共団体でもそうだけれども、本採用や会社員が当たり前という、そういう日本の国の労働環境、これを築いていかなければ日本の将来は本当に見えない。前の質問にもあったけれども、高校卒業しても就職がない、あるいは大学を卒業しても、来年なんかはもう本当に先行き見えないという事態であります。私は、そういう中にあって、地方自治体がやはりそういう働く人たちの労働条件をよくしていく、みずから使っているそういう人たちに対する労働条件も率先してよくしていく、そういうことが必要だろうと思うんです。

そこでお聞きしますけれども、臨時職員の中で生計をその人が担っている、こういう人とい うのはどのぐらいいらっしゃるものなんでしょう。

それに加えて答弁いただきたいんだけれども、330名に及ぶ臨時やパートがいるんだけれども、その職場に必要な人間、これはもうまるきり臨時的な、あるいは本当に短期間の雇用、こういうのではなくて、その職場には人がかわったとしても必要なんだという職員数というのはどのぐらいいるものなんでしょう、臨時の中でも。

委員長(谷口隆德君) 浅利主幹。

総務課主幹(浅利知充君) 先に扶養の関係、生活をそれによって営んでいるという方の人数で ございますが、扶養がある方というのが26名この中にいらっしゃいます。

今現在、臨時職員の数なんですが、147人いらっしゃるんですが、これがすべて必要な人数 と今考えおります。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 結局330名の中で、パートでありますとか、そしてその中での臨時職員が 147人ということで、この147人の職場はすべて臨時的な職場ではないと、必要な職場なんだと。

そういうふうに考えますと、私らも随分本州なんかも行政視察なんかもして回ってくるけれども、北海道のように臨時職員とかパートの職員を地方自治体で雇っているというのは北海道が一番多いような気がするんです。本当に臨時的な雇用でありますとか本当にパートが若干必要だというところはそういうのを使っているけれども、やはりその自治体に恒常的に必要な職員、これは臨時じゃなくて職員としてやっぱり使っている。これが全国を回ったり調査しても本州方面では本当にそういうふうにやっている。だけれども道内や私たちの士別でもそういうことを長いことやっているものだから、それが当たり前で、そして職員にしたら高いから臨時で使えばいいんだと、そして本採用の職員は、臨時を使ってやっているんだからという、そういう殿様気分のような錯覚を起こしてしまう。そういう事態も私はあるのではないか、こう思うんだけれども、本当にその職場に必要な人間であれば本来的には正職員として雇うという、そういう確固とした姿勢を持ちながらやっぱり進む必要があるんでないか、こう思うんだけれども、そこら辺はそういうことが余り検討されないで、何かあったら委託をするのか、あるいは臨時で使うのか、パートで続けるのか、こういうことばかりに話がいっていなかったのではないか、こう思うんだけれども、そういうことを真剣に考えたことがあるのかどうか、この点、今までの論議も含めて、この際承っておきたいと思うんです。

# 委員長(谷口隆德君) 鈴木総務部長。

総務部長(鈴木久典君) 職員の関係につきましては、今、財政健全化計画といったような一面 もありまして、現在定員適正化計画ということで職員数が計画よりも大きく達成しているとい う状況にありますが、そんな反面をもって臨時職員の方々の数が若干増えてきているという状 況にはありますけれども、本来でいけば職員は正職員化して事務をとり行うということはこれ あるべき姿だというふうには理解しますけれども、なかなか財政的な面からいくと臨時職員で 対応せざるを得ない面も出てきているというのが現状であります。

臨時職員だからといって、決して職員が上に立つという意識は余りないというふうに私は思っておりますので、今後とも臨時職員の皆さんとの仕事のあり方についてはしっかりととらえていきたいというふうに考えています。

以上です。

#### 委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) そこで臨時職員と言われる方々の年収、これらについては大体それぞれの職種によって違うと思うんだけれども、どういうふうになっているのかということ。更には労働条件でいいますと、以前は長期の臨時なんていうふうになりますと、例えば給食センターの炊事を預かる臨時の方たち、あるいは維持管理センターに勤めていた長期の臨時と言われる方たち、こういう人たちにもそれなりの退職金、こういうものはあったんだけれども、今はこういう人たちに対する退職金、それから年収は先ほど言ったけれども幾らぐらいかというのと、雇用保険でありますとか、あるいは社会保険や厚生年金、こういうものを引かれて年間の手取りでは大体どのぐらいになっているんでしょう。高い人、それから中間、それから低い人、こ

の臨時の分野でお答えいただきたいと思うんです。パートはもう、それ以上、ぐっと低いほうに位置づけられて、嘱託でありますとかパートだとか週40時間だとか30時間だとかという部分はもっと低いところに置かれていると思うんだけれども、この臨時の部分についてお答えをいただきたいと思います。

委員長(谷口隆德君) 浅利主幹。

総務課主幹(浅利知充君) まず、臨時職員の年収でございますが、分野別に分かれておりまして、じんかい作業、これで約408万円、これ平均でございます。道路とか公園管理につきましては346万円、それから介護職員、これに関しまして282万円、学校の業務技師246万円、それから保育士236万円、その後、ここからがちょっと低くなっていくんですが、事務だとか臨時の司書、これにつきましては182万円、それから各相談員、この方々につきましては180万円となってございます。

それから、差し引きの部分の税金、社会保険料の部分でございますが、所得税が大体 5 ~ 10%、社会保険料・雇用保険料で約13%が控除されておりますので、合わせて約20%程度は引かれるのではないかと思われます。

(「それ引かれたらなんぼになる。計算機持って来てないんで教えてや。20%も引かれるの」の声あり)

失礼しました。一番高いじんかい作業につきまして大体320万円程度となると思われます。 それから、一番安いところの180万程度の方ですと144万円ぐらいという数字になろうかと思われます。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) その手取りというふうになりますと、やはりじんかい作業でいえば320万円、これが最高、高いほうだと言われているんですよね。320万円ですから月にならしても。これは結局幾ばくかの手当なんかも出ているということなんでしょうか。その手当の関係ではどうなんでしょうか。

委員長(谷口隆德君) 浅利主幹。

総務課主幹(浅利知充君) 手当の関係でございますが、先ほど申し上げた数字は手当を込みの数字でございます。それで率でありますが、一番高いじんかい作業で3.8カ月、それから道路・公園で3.5カ月、それから介護職員で3.45、学校業務技師になりますと同じく3.45です。それから、保育士3.45、事務・臨時司書で2.45、各相談員の方につきましてはゼロとなってございます。

退職金の関係でありますが、旧士別市から引き続いている制度でございまして、制度が変わるのでちょっとあれなんですが、対象者が昭和61年4月以前から勤務されている方で、当時臨時職員または非常勤職員で退職金の支給対象とされていた方で、現在8名の方が対象となっております。金額につきましては、賃金日額なんですが、それに乗じて21日分掛ける勤務年数掛

ける100分の30、3割の数字になります。勤務年数とか賃金日額によって変わるのでありますが、約150万円から250万円程度になると計算されると思います。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) その後のやつを聞きたいわけだ。あるやつだけ格好いいこと言って、8人 の方はありますと。ということは、147名に及ぶ臨時職員で恒常的にいる職場だとこういうふ うに言われて、長期的なやっぱり勤務がなされていても、この8名以外はもう新しい制度になったから退職金は一切ないと、こういうことなんでしょうか。

委員長(谷口隆德君) 村上課長。

総務課長(村上正俊君) お答えいたします。

現行制度につきましては、昭和61年に一度線引きをされているということもございまして、 それ以後につきましては退職手当の制度はないという理解をしております。 以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 高いほうでも320万円、低いほうでは150~160万円ですよね。本当に生計 を維持していく上では大変な低い賃金で、結局は退職金もないわけですね。だから、そういう 点ではやっぱり地方自治体そのものが、初めに申し上げましたけれども、大企業の派遣労働と はまだ違うけれども、それよりもまだずっといいんだけれども、しかし、そういうことを恒常 的に続けられて、それでそれらを今後とも続けていく。

それから、民間委託をしても結局は労働条件なんかも会社任せだと。前の国忠さんの質問にもございましたけれども、士別市はまだ、指定管理者制度に移行したとしても前と同じ賃金は踏襲して払われているから、そして委託をする場合にも若干のやっぱり賃金を引き上げる、そういう委託料も積算をされているようだから、まだいいけれども、しかし、今言ったようにやっぱり随分低い条件でやられているということだと思うんです。

それで指定管理者制度もそうだけれども、わかれば市と同じなのかどうかということを教えていただきたいんだけれども、有給休暇でありますとか、こういうものは働いている人たち、パートなんかも含めてこれは6カ月以上は有給休暇を与えなきゃならんという義務が基準法でもあると思うんだけれども、これら有給休暇でありますとか特別休暇、冠婚葬祭でありますとかこういうものですね、こういうものはどういう支給状況になっているんでしょう。

委員長(谷口隆德君) 浅利主幹。

総務課主幹(浅利知充君) 最初に有給休暇についてお答えさせていただきます。

雇用期間が6カ月を超える方には雇用時に5日間、それから半年後に5日間の年10日となっております。そして、2年目以降につきましては年々増えていきまして、6年目で正職員と同じ20日となります。

それから、特別休暇についてでありますが、忌引休暇、それから子看休暇、これは5日です

が、それから夏季休暇3日間などはすべて職員とほぼ同じ条件ということになっております。 以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それから非常勤の職員というのがございますよね。これは例えば民間委託 をしたりしている病院の掃除でありますとか、こういうところに民間委託をしたり指定管理者 で委託をしている、こういう場合の時給、1時間当たりの賃金、これは非常勤の職員であれば 市としては職種別だけれども、時給というのは大体どのぐらい支払っているものなんでしょう。 委員長(谷口隆徳君) 浅利主幹。

総務課主幹(浅利知充君) お答えします。

非常勤職員の時間給についてでございますが、これも業種別にありまして、じんかい作業につきまして時給1,115円、それから介護職員、これが962円、それから学校業務技師895円、保育士933円、事務系で724円となってございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) この時給の金額ですね、これは民間委託だとか指定管理者、こういうところの職種、この人たちの職種と同じような賃金ぐらいになっているんですか。委託の場合にも賃金としての積算、これは掃除だったらこうだとかという市の非常勤職員の時間給、これと同じような契約をなされて人件費については委託なり指定管理者などに任せているものなんでしょうか。

委員長(谷口隆德君) 三好総務部次長。

総務部次長(三好信之君) 市のほうで施設の清掃等やっている業者さんで勤めておられる方の 時間給の方の部分を調べておりますのでお答えいたしますけれども、1社のほうについては時間給で680円から710円の方がいると。もう1社のほうでは時間給で678円から950円の方がおら れます。この中身をお話を伺いますと、やはり1日働く方と例えば5時間程度しか働かないと いう方がいるということで、そういった面で賃金に幅を持たせているというような話を伺って おります。

市のほうの清掃という分野の市の臨時職員の賃金は今ないんですが、大体事務の方と同じぐらい、学校業務技師と比較いたしますと、先ほど895円とお答えしておりますので1社のほうについてはそれよりも低いような状況になっております。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) まだ市のほうが高いですよ。委託しているところは先ほども質問であった けれども678ですよ。今答弁しましたよね。最低賃金ですよ、北海道の。

やはり市のほうではこれ以上の賃金をやっぱり出して委託しているはずだと思うんです。私 は、そういうところに働く人々にもせめてですよ、委託する業者なんかとも話し合ったり、委 託料の中にはこういう士別市の非常勤職員の時間給、こういうものが積算されているんだと、 あるいは積算をして委託をするんだと。だから働く人々の労働条件やそれから給与、賃金、これらについても市が保障しているんですということを堂々と胸張ってやはり言うべきだと。

私どもは、公契約条例をつくれと今言って質問もしたりしておりますけれども、これは日本の国の中でも公契約条例を今つくっていく運動というのが出てきているし、国の政治の上でもつくっていく。これは請負契約を結んだ場合に働く人たちの労働条件や賃金、こういうところまで、それ以上低くしちゃだめですよという契約を結ぶ。だから、よく皆さん方の答弁では、そこまでは言えないんだと、こう言うんだけれども、しかしそういう契約条例というのは世界的にはもうできているわけですよ。日本は非常におくれている。その点では、働く人の立場よりも大企業や大きな雇用主の立場に立った政治の運営が日本の国の政治の根本にあって進められてきたからにほかならないと思うんです。

そういうことなんかもはっきりと言える公契約条例ができると、働く人々のそういう賃金でありますとか労働条件、こういうのも、だって2省協定なんかでは全部それは決まっているわけですよ、軽作業員は幾ら、あるいはとび土工は幾ら、運転手は幾らというふうに、そういうふうに2省協定の中で決められていながら、そしてそれを決められていて、それが公共事業の積算単価になって積算されているわけですから、私はそういう点では、こういう民間委託やあるいは指定管理者制度として委託していく場合、せめて、先ほど申し上げましたけれども、こういう市の非常勤の賃金、これらがやはり市全体の中小企業に働いたり、いろんなパートの人たちもいるけれども、最低賃金が水準だというのではなくて、やはり市の非常勤の職員を参考にした、そういう賃金のあり方、そういうものも追求していくべきではないか、こう思うんだけれども、いかがでしょうか。

# 委員長(谷口隆德君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) まず、市が委託している業者の賃金の関係ですけれども、それはこれまでも毎年市のほうも、市の積算価格を明らかにして、それに極力合わせてくれるように、これは強くお願いをいたしております。ただ、実態的にどうしても経験年数とかあって賃金には幅がありますけれども、調べた結果では毎年だんだん上がってきている状況にあります。

あとその指定管理者のほうにつきましても、前回も委員のほうから御質問ありまして、その 後も調べておりますけれども、市の積算しているとおりに人件費は支払われているような状況 にあります。

あと1点、今お尋ねありました公契約条例の関係ですけれども、今年度に入ってからたしか 千葉県のほうの野田市だったと思うんですけれども、そちらのほうが、国のもともとの法律論 議は別として市長が国にチャレンジするんだというような格好で公契約条例を全国で初制定し たような状況があります。その内容については、現実に国の法律を超える部分があるものです から、それを達成できるかどうかわからないけれども、まずあくまでもその目標として、市の スタイルとしてそういうものをつくったというようなことを伺っております。

そしてまた、今、国のほうもそういうことを検討しているようですけれども、法整備のほう

等、まだ追いついていないようですけれども、全国の自治体でもその公契約条例の制定に向けた意見書等がかなり動いていっているということで、前よりはかなり進んでいっているような状況がありますので、その辺につきましては市のほうも、これから多くの自治体で検討されていくことになると思いますので、それまでは同種の業者さんへの要請という形になると思いますけれども、市の積算について配慮して労働者の賃金を守っていただくような方向でお願いしていくような格好になろうかと思います。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 国の政治の上でも、民主党を中心の政権が誕生しましたし、コンクリート から人へという、そういう政策で、そういう住んでいる国民のほうを今までの自民党や公明党 の政治から見ると恐らく進歩していってくれるだろう、そういう期待を持って私ども見ている んだけれども、やはりこういう働く人たちの懐や生活がよくなっていかないと税収だって上が らないでしょう。そして、そういう人たちが子供を学校にやるにも、あるいは子供が就職なく て困ったりする、そういう中でも生活苦だけが先行してしまうような、そういうものから、せ めて余り心配しなくても生活できていける、それが当たり前の政治、当たり前のことなんだと いうものをともにつくり上げていく上でも、私は市の職員は給料高いからいい、高いからいい ということばっかりに目向けないで、私なんかはやはり、市の職員の給与が高くて高くてどう もならんというものではないでしょうと、だけれども、本当に市の財政をもって給与の大幅な 削減も行ったりしているという実態ですね、だから、今まで10年前の人のほうが年金もきちっ と渡るとか、そんなに削減もなかったとか、本当に10年や15年前のほうが暮らしやすかったと、 そんな声が聞こえてくる。だから、本当に国の政治の上でも地方自治体の中でも財政厳しいけ れども、そういう本採用が当たり前、働く人たちの生活の安定が当たり前の政治をつくるため に精いっぱいの努力をしていただきたいということでそれぞれ取り上げましたけれども、そう いう視点に立って行政の運営もいっていかれるように切に希望申し上げておきたいと思います。

次に、パソコンの問題でありますけれども......

委員長(谷口隆徳君) 斉藤委員、休憩入れたいんですが、よろしいですか。

ここで、午後3時15分まで休憩させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(午後 2時57分休憩) (午後 3時15分再開)

委員長(谷口隆徳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) パソコンの問題に入りたいと思います。

パソコンの問題では、北海道の中でも違法コピーがなされたといって 1 億何千万円かのお金をメーカーといいますかそこに支払わなければならないということで、網走もせんだってそん

なことが出てきたとかということがございますけれども、私はよくわからないんだけれども、 これは、この違法コピーというのはどんなもので、それだけの額を払うというのはどんなこと なのかという点から、まずわかりよく教えていただきたいと思うんです。

委員長(谷口隆德君) 清水総務課主幹。

総務課主幹(清水 修君) お答えいたします。

違法コピーとは、特許権の使用許諾条件に反してソフトウエアを複製もしくはコンピューターにインストールすることでありまして、具体的に言ったらライセンスがなしにそれぞれ使っているということであります。

北海道については1億4,000万円、北見市については188万円のライセンス料の支払いということで、ライセンスを買った料金ということが賠償金として払われているというような状況であります。

以上です。

(「ライセンスって何よ」「もうちょっとわかりやすく」の声あり)

ライセンスというのは、ソフトを買ったらその1つだけをその人だけ使ってもいいですよという使用料みたいなものです。ソフト的に言ったらマイクロソフトのワードですとかエクセル、あと一太郎ですとか、そういうものです。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) そうしますと、その一太郎だとかワードでありますとかエクセルでありますとか、そういうものは私どもも使っているんだけれども、一般の人もライセンスなんていうのはもちろん持っていないわけですよね。そうしますと一般の人たち、僕が持っている、これ持っていて、もう要らんからやるわといってやったら、これはもう違反を犯していることになるんですか。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) 個人の人もそれぞれライセンスといいますか使用料という、ソフト の使用料ですね、そういうものを払っているものですから、そのやつを他人にあげるということは違法コピーということになります。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 道のほうなんかでも1億4,000万円払ったというんだけれども、これはどんな調査をしてそれだけのお金になるものなんでしょう。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) 北海道のものをお聞きしましたならば、マイクロソフト社が北海道 に調査依頼をかけてコピーがあるかどうかということを調べたみたいです。網走、北見も同じ なんですけれども、それぞれメーカーがその市に対して違法コピーがあるかどうかということ で調査依頼をかけてわかったということです。 以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) そうすると道なんかは大きな組織ですから、例えば1つ、今、ワードなんかでも入ってきていますよね、初めから。だけれども、ワードだとしましょう、そういうものが道庁なら道庁の中で何本かソフトを買っていて、それが、これ使え、これ使えといってコピーされて回って歩いたということなんでしょうか。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) 当市におきましては、パソコンの購入と同時にそのワード、エクセルというソフトがそのパソコンに入っているものですからライセンスを取得していると、パソコンと同時にライセンスを取得しているという状況であります。

(「道のほうはどうなっているんだ」の声あり)

道につきましては、ワード、エクセルというものがライセンスがなかったと思いますので、 それが発覚して、違法コピーということで回っていったために使用料の賠償金というのが発生 したんだと思います。その買ったものをそれぞれといいますか各個人みんなに回していったた めに違法コピーということになって賠償金が発生したということです。

委員長(谷口降德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 個人でも違法コピーだと言われるんだけれども、そうするとそういうものが私なら私が貸してコピー、主幹がコピーして使っていると。見つかった場合には、それは罰金の対象にどういうふうにしてなってくるものなんですか。逮捕されるんですか。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) 逮捕まではいかないかと思うんですけれども、一応一般的にはその ライセンス料というのとあと損害賠償料という2つが合わさって支払うという形になります。 道ですとか網走につきましては、賠償金というものは発生しなくて、ただ単にライセンス料だ けを払ってくださいということでソフト会社のほうで言ったということであります。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 全部の自治体がやっているというわけではないけれども、結構出始めのころというのはそういうことというのはありましたよね。だから士別市役所なんかは今、ワードだとかエクセルはもともと入っているんだと言うけれども、初めの段階ではパソコンがずっと入ってきたころというのは、市としてはそういうソフトというのは相当お買いになったものなんですか。何カ所もですよ。その市役所の内部で使うやつは1本あれば全部使っていいというものじゃないでしょう。回して、私の机にあるやつ、隣の人の机に、回して使ったらだめだということなんでしょう。だけれども、それは初めの段階では結構そういうふうにした使われ方をしていたんではないでしょうか。どういうものなんでしょうかね。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) 最初の段階でライセンス料ですとかという認識は余りなかったのではないかと思われますけれども、今現状におきましては、それぞれの、先ほど言いましたけれどもパソコンに対してプレインストールしているですとか、必要な業務に対してソフトを購入しているとかというふうにしてライセンスをそれぞれ買っておりますので、違法コピーというのはないというふうに考えております。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 一般の私たちですよね、一般の市民といいますか、これからそういうものは起こってくるということ、新しいソフトなんかが開発されますとそういうことがやっぱり起こってくるということが考えられると思うんだけれども、もともとそういうものがコピーされないようなそういうセキュリティーみたいなのはつくられないものなんですか。何かコピーしたやつが悪いぞみたいな。だって、さっと借りてぱっとコピーして、もう使わないんだからどうぞというふうな使い方というのはそれほど、電波と同じようなもので悪いものではないんじゃないかという気も一般的にはすると思うんだけれども、これから起こるであろうソフトに対しては市なんかではどういうふうにして対処していくようになるんでしょうか。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) 新しいソフトに関しましては、インターネットでそれぞれそのソフト会社のほうに登録されるというようなことになっております。また、あるCDにつきましてはブロックをかけてコピーができないというような対策のソフトもあります。それぞれでありますので、今後についてはそのソフト会社についてもそのような対策を講じているものだというふうに考えております。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) そこのところの議論一生懸命したって、清水主幹にそんなことそれ以上聞かれたってわかるわけないわとこの間言われたから、これでやめますけれども、士別市の今パソコンが入っている状況、一般会計というか、本庁でも出張所でもいいんだけれども、入っている台数、これは全職員が1人に1台ずつ持っていらっしゃるのか。ノートパソコンなんかの入りぐあいなんかも含めて、市で活用されているパソコンの実態というのはどういうふうになっているんでしょう。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) お答えします。

パソコンの利用台数でありますけれども、庁内各施設、出張所及び朝日総合支所にあるパソコンの総合台数の合計でありますけれども、399台ありまして、そのうちノートは18台、デスクトップは381台となっております。このパソコンにつきましては、全職員それぞれ配備しているというような状況であります。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それは事務なんかの臨時職員なんかも配置されているということなのかど うかということと、それから、そういうパソコンが400台ぐらい入っていますよね。そうする とこれらの毎年の更新計画というのはどういうふうにお立てになっていくのか。それから、本 庁、ことしは各学校に、それから各教職員にも全部1台ずつ入るということになってございま すけれども、これらの更新計画、それからパソコンを購入される際の入札といいますか購入方法、これらについてはどういうふうになされているのか。この点はいかがでしょう。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) お答えします。

パソコンの更新でありますけれども、今、パソコンにつきましてはパソコンが故障しましたですとか、故障し使用不能になったと、またあと行政システムを更新した場合にシステムを稼働しているパソコンが適応しない、また、パソコンの基本ソフトが終了しセキュリティー管理に支障が生じたというようなことがあった場合には、それぞれパソコンを更新していこうということで考えています。

そのパソコンの更新でありますけれども、平成18年では11台、19年で42台、平成20年で24台 パソコンを更新しております。

パソコンの購入に当たりましては、必要なソフトをプレインストールしたものを市内にある 業者を指名し競争入札を行っております。そこで指名業者数でありますけれども、平成18年に つきましては6社、19年では11社、20年では11社ということになっております。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 石川教育部次長。

教育部次長(石川 誠君) ただいま斉藤委員のほうから学校の教職員のパソコンの配備の御質 問をいただきましたので、私から答弁をさせていただきたいと思います。

既に委員も御承知のとおりでございますけれども、国の文部科学省の緊急対策によりまして 市内の小中学校に先生方のパソコンを全部配備をしようという計画で、議会におきましても議 決をいただきまして予算措置をしていただいたところでございます。

そこで、この計画についてでございますが、小学校11校におきまして教職員1人に1台ということで118台、中学校6校につきましては85台、更に市立の高等学校がございますので、ここにつきましては先生方11台ということで、都合214台のパソコンを整備をいたそうとするものでございます。

それで、政権交代等々もございまして、文部科学省からの通知の関係でございますけれども、一時期ちょっととまりまして、先般11月24日付におきまして、私も教育委員会のほうで事業計画を出したこれらの事業の内容につきまして補助金の内示通知をいただいているところでございます。

したがいまして、今後の日程といたしましては、これらの仕様書というものを作成をいたしまして、来年1月までには財政課への発注依頼の入札のお願いを申し上げまして、学校に納品

配備になるのは来年の3月末ということで予定をいたしているところでございます。 以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) 臨時職員に配備されているかということの質問ですけれども、パス ワードですとかそういうものを管理しまして臨時職員のほうに配備しております。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) パソコンの、教育委員会もそうだけれども、一つはやっぱり管理の問題が どうなのかということが私はあると思うんですよね。そのソフトの管理、いろんな皆さん方そ れぞれが職務として使っているんだけれども、この管理というのはどういうふうにされて、個 人が管理しているものなんですか。そのインストールされたものが市役所にはこれだけのもの がこうあるんだよという一元管理が、そういうものがなされているものなのかどうか、この点 はいかがなんでしょう。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) ソフトの管理でありますけれども、ワード、エクセルにつきましてはパソコンにプレインストールされておりますので、購入するのが一括で購入しておりますのでそれぞれワード、エクセルについてはライセンスを持っているものであります。その他のソフトにつきましては、各課が業務上必要なソフトをそれぞれ購入しているというような状況でありまして、そのソフトの管理につきましてはパソコンにインストールされている職員がそれぞれ管理しているというような状況であります。

委員長(谷口隆德君) 鈴木部長。

総務部長(鈴木久典君) お答え申し上げます。

ソフトの管理については、今、先ほど来お話しありますように著作権の問題もありますので 極めて慎重に扱わなければならない課題というふうに認識をしております。

本市では、先ほど清水主幹のほうから話しありましたようにパソコン導入時に基本的なソフトを入れてパソコン自体を導入しているということでありますので、このほか業務等で必要なソフトについては随時各課で調達をしているという状況もございます。

ただ、購入したソフト、今、斉藤委員のほうからお話ありましたようにバージョンアップ等々で使用しなくなった場合、ただ単に職員の保管に任されているといったような状況も一部ではあるということで私たちも考えていますので、今後においては、市として購入していくソフトについては例えば台帳管理をするとかという方法で一元的に管理をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) ノートパソコンが18台ほど入っているというんだけれども、教育委員会が 学校なんかに入れる例えば教職員用のやつなんかはノートパソコンになるのかという問題、市 のノートパソコンはどこで使われているのかということ。それから、学校の教員なんかはやっぱりそういう点では、ノートパソコンなんかにすると自宅に持ち帰ったりとかそういうことで、今も個人のものを使っているから学校へ持ってきたり自宅で使ったりということを随分されていると思うんだけれども、そういうものはパソコン自体の管理、これらについて特に学校なんかではどういうふうにしていかれるのかということ。

それから、もう一つは、11社あってそれぞれの入札をしているというんだけれども、相当値段に開きがあるものなのか。大体地元の11社ですよね。というのは、教育委員会でもこれから買うというのは214台だか買うという話だから、そういう意味では、入札はしたけれども1社だけというふうになるのか。市内の11社というふうに言われていましたよね、20年は。そこら辺はどういうふうに、入札して一番安けりゃいいんだというふうにしてそういう11社で一番安いところに214台が入るのかどうか、ここら辺はどういうふうにして入札を行ったり、業者の指名を行ったりするものなんでしょう。

# 委員長(谷口隆德君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 入札の関係、財政のほうからお答えいたしますけれども、今年の経済対策でやったときに各小学校に全部入れたときに7,000万円ぐらいの事業費で6,400万円ぐらいたしか落ちたはずなんですけれども、総額で。それを一遍にやってしまうとどうしても一つの業者に、当然1台当たりの単価安いところに落ちてしまうということで、それをグループ分けをしております。例えば士別小学校であれば、学校が規模が大きいものですから士別小学校1つのグループ、あと南小学校も1つのグループ、そのほか西小1つ、あと例えば中士別小学校とか小さな学校についてはまとめて発注をするというふうに、なるべく多くの業者さんが回るようにそれは配慮したところでございます。

それと金額の開きなんですけれども、以前はパソコンで割とメーカーによってはその年度によって、今年は教育用パソコンに力を入れるというようなことがありまして、道内で例えば教育用何台出そうだということになったら、その値段の低いパソコンをメーカーで押さえて、それが市内に回っていくということがあって、メーカーによってかなり値段の開きがあったんですけれども、最近はそういったことがなくて普通のパソコンと同じような取り扱いがされているということで、参考までに申し上げますと、今年の士別小学校のときに落札した業者が1,170万円ぐらいだったんですが、一番高いところでも1,220万円ぐらいということで60万円ぐらいの差ということですので、市内の業者さんによって力があるから落とせるとか落とせないということも、そういうような影響というのは余りないのかなというふうにも考えております。委員長(谷口隆徳君) 石川次長。

教育部次長(石川 誠君) 私から、学校のパソコンの整備に係るセキュリティー対策について お答え申し上げたいと思いますが、盛んに新聞報道等で、学校の先生方が自宅に情報を入れて、 それをなくして問題になるという報道がされております。私も学校ともいろんな協議をするん ですが、今回新たに全教員に対してパソコンが配備されるということを踏まえまして、まず一 つにはウイルス対策として職員用のサーバーだとか公務用パソコンのウイルス対策のソフトをきちっと入れるということが一つです。それから、校内LANにつきましても、パソコン教室というのを持っておりまして、これは整備済みでございますが、そちらからのアクセスを防ぐためのそのLANの整備をきちっとしていきたいと。

更に一番の問題はデータ管理でございます。子供たちの成績表をつけたりとかというのは学校の中で先生方行うわけでございますが、なかなか仕事が進まないということで、そのデータを家に持ち帰る途中で盗まれるだとかなくしただとかという問題が発生しておりますので、こういった取り扱いにつきましてもきちっとしたガイドラインを学校等々と協議・検討の上、来年3月配備に向けた形でそういったミステイクがないような形で取り進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 清水主幹。

総務課主幹(清水 修君) 先ほどのノートの関係でありますけれども、ノートにつきましては 管理者の方にノートを配備しておるということでありまして、お客さんが来たときにデスクト ップですとお客さんの顔が見えないというようなこともありますので、机の上に置いた場合で すね、ですからノートをそれぞれ管理職の方に置いているということです。

委員長(谷口降德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 購入の関係だけれども、結局市内の業者が何かつくったり製造したりというのでなくて、メーカーがそれぞれあるわけだよね。そうするとそんなにその業者によってですよ、斉藤商会には20万円だけれども牧野商会には15万円でやるわなんていうメーカーではないんだと私思うんですよね。だから、そういう点では市内の業者というのは比較的少ないから、そこら辺は次長もおっしゃっていましたけれども、やはり比較的そういう小さい業者にも、そんなにどんと入る機会というのはないわけですから、そういう配慮はやっぱり当然してもいいのではないかと、こういうふうに考えているところなんだけれども、この点をもう一度、今度の教育委員会に入るやつなんかも含めてどうなのかということをお聞きしておきたいと思うんです。

委員長(谷口隆德君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 前回は生徒用ということで台数が多かったものですから、かなり分けられたんですけれども、今回の教職員用ということで1校当たりの台数は少なくなるんですけれども、やはり、今、委員さんおっしゃられたようになかなかまとめて発注することがないということなものですから、これは例えば何回かに分けて発注するとか、また同じように学校単位で発注するとかというふうにして、受注機会、そしてその際も業者さん大変かと思いますけれども全業者指名して、なるべく多く受注機会得られるような方法はとりたいというふうに考えております。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) もう一つは、文化センターのパソコン教室がございますよね。これの台数でありますとか利用状況ですね。これも置いてあるパソコンの年代で言えばどのぐらいの年代なのか。随分新しいものと取りかえてほしいという要望もあるやに聞いているんだけれども、ここら辺について利用実態でありますとか機種の実態、これらについて明らかにしてください。委員長(谷口隆徳君) 柴山中央公民館主幹。

中央公民館主幹(柴山 勉君) お答え申し上げます。

パソコンの購入年度と台数ですが、平成12年度、総務省の社会参加促進補助金によります補助事業としてパソコン36台、プリンター11台、ほか関連機器類を530万5,000円で導入したものであります。

平成13年6月からIT講習会を開催するに当たりまして視聴覚室に設置しましたパソコンは31台、プリンターは8台であります。その後、機器類のふぐあいや故障等などにより、現在は講師用1台、受講者用18台、プリンター5台を使用しております。

最近のパソコン講座行っています過去3年間の実績ですが、まず公民館講座、初心者講座、 初級者講座を各1回ずつ開催しております。平成18年度は9日間で延べ66人、平成19年度は9 日間で延べ137人、平成20年度は9日間で延べ63人の実績であります。

パソコンのOSですが、ウインドウズ98ということになっております。 以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 実績はわかったけれども、そういうもう古くなったから取りかえてほしいという、結局これ、自分の家で持っているというのは、だからこの機種というのは平成13年ですか、そうしますと初めは36台だったけれども半分に減っているわけでしょう、18台に。これは新しいものに全部取りかえてきたということなんですか。壊れたやつは全部廃棄していって18台に減ったということなんですか。

それと、今入っている機器がいつのもの、98と今言ったけれども、そういう98を今若い人に しても使っている人というのは数少ないでしょう。ここら辺はどういうふうにとらえていらっ しゃるのかということなんですよ。

委員長(谷口隆德君) 田村中央公民館長。

中央公民館長(田村康二君) お答え申し上げます。

今、委員さんおっしゃいましたとおり、現在私どもで使っておりますパソコンの機種、OSは、先ほどお話ししましたとおりウインドウズ98は非常に古く、13年のスタートの時点から使っているものであります。そして、その後、先ほどお話ししましたとおり機器類それからその部分の関係する内容で不都合があったりふぐあいがあったり故障をしている関係上、平成18年度におきましてパソコン、ある程度使えそうなもの14台についてはハードディスクを交換して今現在に至っております。大丈夫な部分ということで4台プラスの先ほどお話ししましたとおり18台の受講生用として使っている現在でありまして、こういう古いものにつきましては最近

の状況からいたしますと新しいものに更新してほしいと、新規導入はできないのかというお話とか要望は利用者の団体から実際にございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それから、20年度でいえば、公民館の事業としては2つの講座で63人という、講座としてはこれだけしか使われていないわけですね。そのほか団体でありますとか、個人には貸していないだろうと思うんだけれども、団体なんかでの利用状況は一体どういうふうになってございますか。

委員長(谷口隆德君) 田村館長。

中央公民館長(田村康二君) お答え申し上げます。

平成20年度におきましての団体利用、サークル利用ということでございますが、5つの団体の方々が御利用いただいております。延べ人数でいきますと年間で620名という形でその5団体の方々が御利用いただいているということであります。

個人の部分につきましてでありますが、視聴覚室という部分での関係につきましては個人の利用はございません。ただ、エレベーター横に設置をしておりましたパソコン2台がございますが、その部分については個人の方が事前に申し込みを窓口でしまして、使わせてほしいということで利用をしている現状がございましたが、20年度におきましては年間で60名ということで非常に少ない数字でありますが、今年度につきましては実は故障で実際に御利用できないということがございまして、今現在は使っていない状態であります。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 5団体の利用だというふうにおっしゃいましたけれども、これは更新をするという予定というのはないんですか。今、36台から壊れ壊れて18台になって、それももう古くなって更新の時期に来ていると思うんだけれども、最低でもこの18台、これを確保したいというふうにお考えになっているものなのでしょうか。この点はいかがですか。

委員長(谷口隆德君) 田村館長。

中央公民館長(田村康二君) お答えいたします。

更新の部分で新しいものをという要望は先ほどございますということでお話しをさせていた だきました。

この視聴覚室に設置しておりますパソコンにつきましては、先ほどお話ししましたとおり平成13年度の6月から開始をしているわけでありますが、その以前の部分でいきますとパソコンのない時代のいわゆる視聴覚室としての利用については、実際にたくさんの方が御利用する部分でいきますと平成9年、10年、11年、12年というところで、平成8年の開館オープンというか文化センターオープン以来、視聴覚室としての利用がなされておりました。その関係につきまして若干お話しを申し上げますと、平成9年度につきましては141件の利用、4,901名、延べ

人数であります。平成10年度につきましては3,918名、106件の利用がございました。平成11年、131件の利用で5,032名の方々、それから平成12年は134件の4,570名の方々が視聴覚室としての利用をしていただいているわけでありますが、その後、パソコンの利用になりましてからはパソコン専用ルームということでございますので、今お話し申し上げました視聴覚室としてのときに利用いただいていた市民の皆さんには、この間、平成13年からの部分にいきますと御利用ができないというふうなことがございまして、そういう方々から、視聴覚室としての活用をできないだろうか、利用できないだろうかという要望も数年前からございます。

そういった関係でいるいる検討しているところでありますが、内容的にはそういった御要望がある皆様方にもそろそろそのお答えをする時期にもなってきているのかなということがございまして、今ある視聴覚室につきましてはパソコンを更新することなく視聴覚室の利用のほうに戻していくというような考え方でございますので、視聴覚室のパソコンの更新というものは今現在考えていないというふうなことで御理解をいただきたいと思います。

# 委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 結局パソコンを使っている視聴覚室、これはパソコンの利用も少なくなってきたし、やめたいんだというのがあんたらの本音だということでしょうね。だけれども、こういうITを含めたこれらのものというのは、私は、これは本市にとってはやっぱり必要なものだろうというふうに思うんです。18台を全部更新するかどうかは別にして、あるいは視聴覚室を戻したいんだというのであれば、それはそれなりに本当にパソコンの今のやつをどうするのかということ、ここはもうやめて、どこか民間に任せばいいんだという、ただ単なるそういう発想であなた方は考えていらっしゃるんだと思うんだけれども、例えば図書館に、いぶきにある情報処理室、ここにも2台パソコン置いてございますけれども、これらの利用はどの程度なされているものなんでしょう。

#### 委員長(谷口隆德君) 石川次長。

教育部次長(石川 誠君) 今のいぶきの情報処理室、パソコンの利用でございますが、年間に おきまして60人程度の御利用があるというふうに承知をしているところでございます。

以上でございます。

# 委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 結局、図書館の情報処理室ございますよね、年間60人というけれども、あ そこは行ってもみましたけれども、使われているのは個人だから60人ほど、年間ですよ、わず か60人ですよね。そのほかいろんな打ち合わせ場所だとかそういうふうなものになっていて、 情報処理室としての機能は果たしていないというふうに私は思うんですよ。だから、場所はど こにするかは別にしても、やはりあそこのいぶきなんかは情報処理室なら処理室、結構部屋も ありますから、部屋の使い方の問題だと思うんですよ。

文化センターの今のパソコンの視聴覚室、これは防音もついているわけだから、パソコン室 をどうしても防音にしなきゃならんということは私はないと思うんです。だから、そういうこ とをやっぱり総合的に考えながら、利用者ともよく協議もして、やはりこれからの時代、もう要らなくなったというのでなくて、こういう自治体としても続けていくべきだと、こういうふうに思うんだけれども、そういう前向きの検討はやっぱりすべきではないか、こう思うんだけれども、何か昔の視聴覚室を早く戻してくれと。もう公民館のあれでしょう、田村さんの話聞いていると、いや、やっとこれ言ってもうやめることができるみたいな、にこにこして答弁しているわけだ。そういうことではなくて、やっぱり果たしてきた役割、それから、これからの土別にはこういうパソコンがこれだけ各学校にも普及したりしていくと同時に市民だれもが来てやっぱり使える、そういう情報室として残しながら機能を発揮させていくべきだと私は考えるんだけれども、この点はいかがなものでしょう、教育長さん。

委員長(谷口隆德君) 安川教育長。

教育長(安川登志男君) ただいま文化センターの視聴覚室を活用してのパソコンの部分についてお尋ねがございました。行政として、利用者が少なくなったからそれでやめるんだという方向ではなくて、何らかの手だてでITに対する場を確保すべきだというお尋ねでございます。

公民館長が御答弁申し上げましたように、まあ若干違っておりまして、要望があったからということではなくて、本来的にITの講習会を開始する段階で、文化センターを建てるときに視聴覚室は視聴覚室の機能として、御承知のように何度か委員も各種会議で御利用いただいたと思うんですけれども、隣の会議室1と全く同じ収容人数のスペースでございまして、全体的に文化センターを使ってさまざまな集会が行われたときに、分科会の会場として1室そこがあるとないとではかなり利用価値が違うという部屋でございます。それをそのIT講習会を開催するときにさまざまな場所を検討した結果、視聴覚室以外にはないということで、永続的にということではなくて国のIT政策に乗っかって講習会をそこで緊急避難的に開催するというのが今日までかなり延びてきたという状況がございまして、本来その部屋を活用すべきだというのが市民の要望以前に教育委員会としてもそういう方向に戻すべきだということがございました。

今、団体としてその視聴覚室を活用いただいているのは5団体で、1団体当たりの人数、延べで申しますと600人になりますが、1団体当たりわずかの人数でございまして、80人収容できる部屋をそれだけの利用でということにはならないということも含めて、更にOSもウインドウズ98ということで古いということで、利用している団体からも更新をするのかしないのか、それともしないんだとしたら今後どう考えるんだということがございましたので、我々としても一体どういう方法があるのかということで、具体的に機器を更新して新たな場所に10台程度のものを設置するというふうに想定すると約400万円近いお金を要するというようなこともございまして、現在までやってきた部分、かなり、我々の最終的な結論としては行政がみずから講習とかのために部屋や機械を用意してパソコンの講習をやるという段階はもう今までで終了していいのではないかと。

個人が利用できるものについては図書館の1階のほうにも設置をされておりますし、団体と

して学習をするということについては、検討の結果、我々としては市内にも民間のそういうパ ソコン教室もございますので、そちらのほうを利用していただくというような方向に転換をし ていただいて、そのことによって、もし現在まで、はっきり申し上げますと視聴覚室について は無料で使用してきたということもございまして、それがいきなり有料になることでのハンディ等もあるということは承知をしておりますので、それらについては教育委員会としても何ら かの支援措置を考えると。

あるいは、固定的な団体ではなくて、臨時的に仲間で集まってパソコンの講習会を開催した いという方につきましては、公民館が今まで事業として展開しておりますマイプラン・マイス タディという補助制度もございますので、それらを活用していただいて民間のパソコン教室を 利用していただくというような方向に転換していきたいというふうに考えております。

現在の、申し上げましたように400万円、500万円かけて、現段階で更新はできますけれども、また数年たって更に更新ということで、どんどんそれが続いていくということがどうなのか。他に学習できる場がないのであれば、行政がそれを保障する必要もあるでしょうけれども、そこの部分は一部行政が費用を負担して民間のほうに振り向けていくということも必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それでは余り答えになっていないんですよね。

一つは、だからそういうこともあるだろうけれども、例えばいぶきにある情報処理室といっても先ほど言ったとおりの実態だと私思うんです。わずか2台置いてあるけれども、ほかのいろんな打ち合わせだとかそういうもので使ったりということで、ほとんど行っても使えるような状況でなかったりするわけですよ。だから、そういうことも総合的にやっぱり含めて考えるべきであって、私は民間にあるからいいんだということではなくて、やっぱり地方自治体としても、2つ、今、文化センターといぶきとこうあるわけだから、そういうことも総合的に考えて検討すべきだと。

今の教育長の話だと、やっぱり主幹がおっしゃったようにもうやめるんだと、だけどいぶきだって結局はあのままでいくと中途半端ですよ。だから、あれだって開店休業にして、あそこに2台の台数は置いてあるけれども、処理室に、むしろロビーにあるほうがずっと、検索だけだけれども随分利用されているわけだから、そういうものも全体としてやっぱり考えながら、あるべき姿というのを検討すべきでないかと、こう思うんだけれども、その点は、そういう立場からやっぱり利用者の意見なんかもよく聞いたりしながら考えていく。

そして、そういうものを、あることによってやっぱりどう活用していくかという発想も生まれるので、なくて手から離れたからもう楽でいいんだわと、一件落着という立場になりがちなんですよ。やはりある種それらの利用を本当に市民のためにどう市民サービスをしていくのかという視点からやっぱり考えていくべきだと、私はこのことだけではなくて行政全体にやっぱ

りそういうことが言えると思うので、そこのところはぜひそういう視点から検討を加えていた だきたいと思うんだけれども、いかがでしょうか。

委員長(谷口隆德君) 安川教育長。

教育長(安川登志男君) ただいまの情報処理室、生涯学習情報センターの情報処理室にかかわる件について答弁が漏れていたことをおわび申し上げます。

情報処理室につきましては、当初、生涯学習情報センターつくったときから、パソコンの講習の場ということではなくて、そこの場を中心にしてさまざまな市民への生涯学習情報をその場所でつくり上げて、そこから発信する拠点というイメージでつくり上げたものでございます。ただ、さまざまなスタッフですとか、あるいは団体の活動の部分が当初の構想どおり動かなかったということがあって、現段階では2台のパソコンが備えられていて、一部情報がそこでつくられて、人づくりまちづくり市民会議の情報等のプリントアウトですとか、そういったものの情報をつくる、あるいは発信する場として活用されているということでございます。

そして、その部分では、生涯学習情報センターの情報処理室あるいは生涯学習情報センターにおける各部屋の機能については、講習の場ということではなくて、ある意味、市民への情報発信、情報提供の場として更に本来の目的に沿うように検討を進め、改善を進めていかなければならないというふうには考えております。そして、その過程におきまして、講習の場として市民の利用に供する可能性があるかということも含めて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 次に、林業の振興策だけれども、これは簡単に質問しておきたいと思うんです。

士別市の森林整備計画、これは10年計画が立てられているんだけれども、この20年度の実績、 先ほども伊藤委員も林業問題では質問しておりましたけれども、特に地球の温暖化対策であり ますとかそういうことで日本の森林、林業というのは随分と見直されまして力も入れてこられ ていると思うんだけれども、士別はやはり国有林、市有林、あるいは民有林含めて森林を多く 有していると思うんだけれども、この士別市の森林整備計画、これに地球温暖化の対策として どんな視点が取り入れられて計画されているのかということと、20年度の実績はどういうふう に進んできているのか、この点からまずお聞きしたいと思います。

委員長(谷口隆德君) 佐々木畜産林務課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) お答えいたします。

士別市の森林整備計画につきましては、森林が持つ機能をそれぞれ生かすということで、例えば木材の植林から中間の保育作業、それと伐期の関係、それとか播種する樹種等々につきまして、それぞれが果たすべき森林についての植林の保全作業等々について計画を定めておりまして、今言いました地球温暖化の関係的なものをどうするということでは記載はしてございま

せん。ただ、森林の持つ機能というものは、当然地球環境のためには森林が大切な役割をしていると、そのためには森林を当然整備するというようなことは書いてございます。

それと20年度の森林整備の実績でございますけれども、先ほども伊藤委員のほうにお知らせいたしましたが、20年度の実績について御説明いたします。

まず20年度の整備事業につきましては、市有林の先ほども言いました森林環境保全整備事業で植林及び間伐も含めまして植林が13ヘクタール、下刈りが32ヘクタール、除間伐46町、作業道490メートル、ノネズミ等駆除104ヘクタールということで実施してございます。それと分収造林事業におきましても、下刈り14町、除間伐24町、作業道整備が5,155メートルということで、それぞれ士別市の市有林につきましては整備してございます。

あと士別市の市有林のほかにも森林組合さんのほうでは21世紀北の森づくり推進事業ということで、これを林業者の負担を少なくするということで、市と道がそれぞれ上乗せ助成をしながら実施してございます。それが植林で35へクタール実施してございます。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 先ほど伊藤委員の質問に答えて、20年度の立木売り払いの収入が884万円 の売却があったというんだけれども、これは大体どの程度の量を、どこをお売りになったのか。 これらの立木を含めた、間伐も含めた市有林の売却計画、売り払い収入の見通し、これらはどういうふうに持っていらっしゃるんでしょう。

委員長(谷口隆德君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) 先ほど売却収入がそれぞれ平成20年度におきましては654万円 のところが847万5,000円ということで、その収入があったということで御説明いたしましたが、その内訳につきましては、平成20年度に行った除伐、間伐等、樹高伐等々の出てきた材をそれ ぞれ業者さんのほうに販売したということでございます。間伐、天然林間伐、樹高伐におきましては実績で1,160立米、それと立ち木のまま支障木ということで1,089立米、合計2,249立米 を販売実績となってございます。

これは、平成20年度の実績でございまして、今年平成21年度におきましてもそれぞれ除間伐等々を行っております。予算の中では多い金額を今年は見込んでございますが、それぞれの実績の立米数を調査した段階では若干下回るかと思いますけれども、だんだん木がそれぞれ育林されておりますので、今後は除間伐に基づく販売額はだんだん増加するものというふうに思ってございます。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 今後、除間伐なんかでの量も多くなってくると、こういう御説明でございますけれども、例えば朝日の交流施設、これなんかにはチップボイラーなんかも入れるという 答弁もされておりましたけれども、こういう下川で行っているようないろんなモデル事業ござ いますよね。ヤナギの木を植えたり、それでチップをつくるとかということ。それから、朝日でのチップボイラー、これらを生かして間伐材なんかをそれに利用して木質バイオなんかをこれからどの程度生産されていくようになっていくのか。この点はどんな見通しを持っておられるんでしょう。

委員長(谷口隆徳君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) お答えします。

現実に士別市内で木質ペレットを使って製造しているという実態はございませんけれども、 市内の廃棄物処理業者の中で廃木材をそれぞれ破砕し、それをブリケットという形で製品化し、 それを昨年8月から実施してございます。それは使い方といいますとそれぞれ一般的なストー ブに入れて、それで暖房をとるということですけれども、ただ、今現在多くつくっております けれども、まだ市内には販売されていなくて、これから販売していこうというようなことも聞 いております。

今後、それぞれ数量が出てくるということで、例えば今年、今現在20キロ入りのものが 1,050袋ほど保管しているということで、事務所である一部を使っているということですけれ ども、年間2,000袋ほどできるということも聞いておりますので、それらを使って家庭でも一般のストーブで使っていただくようなことがこの前の暮らしのフェアのときにも実演もしなが ら市民のほうに PR しているということでございます。

同じように木質ペレット及び今のブリケットも含めて市内の方に使っていただこうということで、今年、モニター事業ということで市の企画課のほうで対応してございます。そのようなことで、これから地元から出てくるそういうようなものを有効的に使おうということはこれからも進める必要があろうかなというふうに思ってございます。

あと、チップボイラーにつきましても、地域の朝日地区から出てくる、木材会社から出てくるものを利用してボイラーにするということですので、若干木質ペレットでいけば水分が低くて熱効率がいいから一般的なストーブで使えますけれども、チップボイラーにつきましては大型のところで非常に使い勝手がいいということでございますので、そのような利用もしていくべきかなというふうに考えております。

あと前回、士別市の新エネルギービジョンの中でも、市内で間伐材を、切り捨て間伐をした それらのものは使えるということで、例えば家庭用でいけば何世帯分ありますよということも 言われておりますので、そのようなこともこれから実施して検討していきたいなどというふう に思ってございます。

ただ、木質ペレットの関係でいきますと、先般、士別市の森林愛護組合連合会で視察をしたところ、ペレットのストーブでいってみますと、例えば灯油代がリッター80円ぐらい以上であればペイするけれども、それ以下であればちょっと難しいなというようなことも聞いてございますので、その辺も十分これから検討しながら取り組んでいければなというふうに思っております。

あと、林地につきましても、切り捨て間伐はこれからは実施しない方向ということも聞いて おりますので、それらに向けても、またこれから検討していきたいというふうに思っておりま す。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) その市の売り払い収入の関係なんだけれども、884万円ほど売れて、これからも間伐材をやっていくというんだけれども、これは市有林だけだけれども、民有林だとかあるいは国有林、こういうところからもいろんなチップや何かにしたり、それから固形燃料にしていくような、そういう間伐材なんかが出てきて、朝日なんかではそういうものを生産することなんかにはなっていかない。ただ、単に木工所から出るチップ材を燃やせばいいんだということだけではなくて、そういう加工をしていく、そういうものとして位置づけたこの燃料の開発、こういうことなんかに展望を持って進んでいけないものなのか。そうすれば地元産材のいろんな間伐でありますとかそういう資材を使えるわけですね。そうすれば加工して売っていくわけだし、そこら辺はどう考えているのかということ。

それから、モニター助成しますよということで、今、20件ほどというようなことで、あれにも載せていますよね、ホームページにも。これの問い合わせというのはどのぐらいあるものなのかということと、それからこういう、これに対する燃料が地元でも十分確保できるのかと、そういうストーブ、燃料ストーブのモニターに対して助成するよと。だから私なら私がストーブを買ってモニターになりますと、そういうふうにして20件程度とこう言っているわけだけれども、そうすればそれだけの燃料というのは格安で、さっき80円ぐらいだったらペイするとこう言っていましたけれども、そういうものとして個人の家庭でモニターになっても燃料の供給は十分にできるのかどうか、この点もお聞きしておきたいと思うんです。

委員長(谷口隆徳君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) 先ほども伊藤委員にもお答えしましたとおり、国有林、道有林ともそれぞれ除間伐等の面積も今年もしくは来年以降も増加する見込みでございます。そこで、先ほども言いましたとおり地球温暖化の関係でCO₂削減、そのためには先ほど申したとおり切り捨て、そのまま山に置くのではなくて、それを何とかして搬出する方法を今、政府のほうでもいろいろ諸対策を講じて制度化をしようというようなことでございますので、その辺もいかにして我々のほうで取り組めるか、それと民有林でもそういうことが取り組めるのかも今後当然CO₂削減に向けても取り組んでいきたいというふうに考えております。

まだ具体的にはどこにどうするということではありませんけれども、当然市民に林材としてのそれぞれ保存している量はこれだけありますよということも市民に周知しながら対策を講じていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 中峰企画課主幹。

企画課主幹(中峰寿彰君) ブリケット燃料関係につきましての実用性というようなところも含めてのお話でございますけれども、まずこの制度の概要をちょっと触れさせていただきながらお答え申し上げるということになると思いますが、御承知のとおり20年2月に策定をいたしました士別市地域新エネルギービジョンに基づいて地球温暖化防止とエネルギー問題、これー緒に解決していこうということで新エネルギーの普及促進を図るということで、この春に太陽光発電システムと同様の形で8月にこの制度を設けまして、このバイオマス燃料ストーブ導入モニター助成ということで今年9月から申請を受け付けております。こちらにつきましては、今年の国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用させていただきまして、予算200万円と委員おっしゃいました20件程度ということで予定をさせていただいたところでございます。

それで、現状ブリケットにつきましては、木くずを固めた、割と大き目に固めたものですので、これ通常まきストーブと同じように使えると。ペレットですとどうしても専用のストーブが必要だというところがありますが、ブリケットについては比較的まきストーブ、特に鋳物ですと、鋳物製のまきストーブですと非常に相性がいいということ言われております。

現在3カ月経過する中で、実際その助成を受けていらっしゃる方はまだおりませんけれども、 数件相談が寄せられております。そんな中で、先ほど来お話のありましたブリケット製造会社 さんの御厚意によりまして無償で実際に使っていただくというようなことで数件の方がこれを 試されていると。中には暖炉形式で持っていらっしゃる方も使用されています。こういう状況 を見ていただきながら、今後、実用といいますか拡大がなされていけばなというふうに思って いるところです。

なお、今まだ価格が設定決まっておりませんが、販売会社さんのほうではできればペレットと同等ぐらいの価格帯にしたいと。いわば原油価格高騰等で石油が非常に高くなった、そういった状況の中でいうとこちらのほうが地球にも優しいし、実際に経済的にも効果が出てくるというようなお話でございます。そういった状況であります。

まだまだ市としても、少し使っていただいている方の状況も聞きながら普及拡大に努めてい きたいというふうに思っている次第です。

以上でございます。

委員長(谷口隆德君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 林業の関係では、例えば朝日の地区の林産協同組合の運営に人件費として 250万円ほど補助出していますよね。こういう朝日の林産協同組合といいますか何かで、先ほ ども申し上げましたけれどもこういうブリケットなりそういう燃料を開発していく、そういう ような検討が今後なされていかないものなのかどうか。そうすれば、先ほどから申し上げてい ますように地元産の公有林や民有林から出る間伐材なんかの利用によって一層雇用も増えたり、 それから工場自身もやっていけるようになれば非常にいいのではないか、こう思うんだけれど も、この点はいかがなものか。そういう相談なんかは余りしていないものなんでしょうか。

委員長(谷口隆德君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) お答えします。

具体的には林産協同組合さんと施設を整備するということはありませんでしたけれども、ただ、前回申し上げました新エネルギービジョンのときにいるいる林業者の方も入っておられました。その中で自分のところのボイラーを何とか自分の端材を使ってやりたいということもありましたので、そのような業者さんともいろいろ、当然林産協同組合さんも入られていると思いますので、その辺、業者さんそのものも先ほど言いましたチップをどう使うかということも含めましてそれぞれ協議していきたいと思いますが、具体的にはしてございません。

以上です。

委員長(谷口隆德君) 城守副市長。

副市長(城守正廣君) お答えいたします。

今の間伐材等々の利用については、地域としてもいろんな課題になっているところでございます。昨日も林産協同組合の方ともちょっとお話しをいたしましたけれども、ただ、チップ、これは紙に使う部分はなかなか紙の市況も悪いというような形の中で、朝日から出ているチップというのは今、減産の状況にございます。そんな中で、一つの業者につきましてはやはり地域の林業活動というような形の中でそういったことも検討してみたいというような状況もありますけれども、ただ、今、具体的にどうこうしていこうというような、設備を設置してというような状況には至っておりませんけれども、それぞれの会社が後継者もいるというような形の中で、今後、そういった地域の林業活性化のためにどうしていくかというようなことでは、それぞれ会社なり林協が中心になって、今検討されているというような状況でございます。

委員長(谷口隆德君) お諮りいたします。まだ斉藤委員の総括質問が続いておりますが、本日 の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(谷口隆徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。 御苦労さまでした。

(午後 4時28分閉議)